

令和5年度

# 福島町議会

## 定例会 6月会議会議録

令和5年6月21日 開会

令和5年6月21日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和5年6月21日（水曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	2 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	3 頁
○開会・開議宣告 .....	5 頁
○町長あいさつ .....	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	7 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	7 頁
○日程第3 行政報告 .....	8 頁
1 令和4年度各会計決算状況について 〔各課所管事項について〕 (1) 企画課の所管事項について (2) 産業課の所管事項について	
教育行政報告 .....	9 頁
1 芸術文化・文化財について (1) 埋蔵文化財の移設について	
○日程第4 一般質問 .....	9 頁
7番 藤 山 大 .....	9 頁
(1) クマヤシカによる被害を減少するため電気柵補助の提案	
<hr/>	
8番 小 鹿 昭 義 .....	12 頁
(1) 当町の今後の企業誘致の在り方と定住促進について	
<hr/>	
5番 川 村 明 雄 .....	15 頁
(1) 福島町の課題考察について	
<hr/>	
3番 平 沼 昌 平 .....	21 頁
(1) 当町の少子化対策について	
<hr/>	
○日程第5 報告第1号 令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について .....	26 頁
○日程第6 議案第10号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	27 頁
○日程第7 議案第11号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	28 頁
○日程第8 議案第12号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	29 頁
○日程第9 議案第13号 第5次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	30 頁
○日程第10 議案第14号 財産（インターネット系サーバ等）の取得について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	32 頁

○日程第11	議案第15号	支払督促の申立てに係る訴えの提起について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	33頁
○日程第12	議案第16号	支払督促の申立てに係る訴えの提起について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36頁
○日程第13	発委第1号	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	37頁
○日程第14	議案第17号	令和5年度福島町一般会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40頁
○日程第15	議案第18号	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45頁
○日程第16	議案第19号	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46頁
○日程第17	発委第2号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見所の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	47頁
○日程第18	発委第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	48頁
○日程第19	発委第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	49頁
○日程第20	発委第5号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	50頁
○日程第21	発委第6号	令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	52頁
○日程第22	発委第7号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	53頁
○休会	の議決		54頁
○休会	宣告		54頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 1	令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	6月21日	報告済
10	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	6月21日	原案可決
11	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	6月21日	原案可決
12	福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6月21日	原案可決
13	第5次福島町総合計画の変更について	6月21日	原案可決
14	財産（インターネット系サーバ等）の取得について	6月21日	原案可決
15	支払督促の申立てに係る訴えの提起について	6月21日	原案可決
16	支払督促の申立てに係る訴えの提起について	6月21日	原案可決
発委 1	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	6月21日	原案可決
17	令和5年度福島町一般会計補正予算（第3号）	6月21日	原案可決
18	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	6月21日	原案可決
19	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原案可決
発委 2	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について	6月21日	原案可決
発委 3	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	6月21日	原案可決
発委 4	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について	6月21日	原案可決
発委 5	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	6月21日	原案可決
発委 6	令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について	6月21日	原案可決

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発委 7	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	6月21日	原案可決

## 令和5年度

# 福島町議会定例会6月会議

令和5年6月21日（水曜日）第1号

### ◎議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 諸般の報告  |
| 日程第3  | 行政報告   |
| 日程第4  | 一般質問   |
| 日程第5  | 報告第1号 令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について                                       |
| 日程第6  | 議案第10号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例               |
| 日程第7  | 議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                                     |
| 日程第8  | 議案第12号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第9  | 議案第13号 第5次福島町総合計画の変更について   |
| 日程第10 | 議案第14号 財産（インターネット系サーバ等）の取得について                                       |
| 日程第11 | 議案第15号 支払督促の申立てに係る訴えの提起について  |
| 日程第12 | 議案第16号 支払督促の申立てに係る訴えの提起について  |
| 日程第13 | 発委第1号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例                                    |
| 日程第14 | 議案第17号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第3号）   |
| 日程第15 | 議案第18号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                   |
| 日程第16 | 議案第19号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）                                |
| 日程第17 | 発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について                           |
| 日程第18 | 発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について                                       |
| 日程第19 | 発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について |
| 日程第20 | 発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について |
| 日程第21 | 発委第6号 令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について                                  |
| 日程第22 | 発委第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書の提出について               |

### ◎会議に付した事件

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2 | 諸般の報告  |
| 日程第3 | 行政報告   |
| 日程第4 | 一般質問   |
| 日程第5 | 報告第1号 令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について                         |
| 日程第6 | 議案第10号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |

日程第7	議案第11号	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第12号	福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第13号	第5次福島町総合計画の変更について
日程第10	議案第14号	財産（インターネット系サーバ等）の取得について
日程第11	議案第15号	支払督促の申立てに係る訴えの提起について
日程第12	議案第16号	支払督促の申立てに係る訴えの提起について
日程第13	発委第1号	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第17号	令和5年度福島町一般会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第18号	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第19号	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第17	発委第2号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について
日程第18	発委第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第19	発委第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について
日程第20	発委第5号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第21	発委第6号	令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第22	発委第7号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書の提出について

### ◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	2番	佐藤 孝男		3番	平沼 昌平
	4番	木村 隆		5番	川村 明雄
	6番	杉村 志朗		7番	藤山 大
	8番	小鹿 昭義			

### ◎欠席議員（0名）

### ◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	工藤 泰
総務課長	住吉 英之	企画課長	村田 洋臣
産業課長	福原 貴之	町民課長兼吉岡支所長兼会計管理者	深山 肇
福祉課長	小鹿 浩二	建設課長	紙谷 一
認定こども園福島保育所園長	吉能 佳織	福祉センター次長	(石岡 大志)
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石岡 大志
農業委員会事務局長	(福原 貴之)	選挙管理委員会書記長	(住吉 英之)
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美
監査委員補助職員	(鍋谷 浩行)		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋谷 浩行  
議会事務局議事係 角谷 里紗

議会事務局議事係長 福井 理央

---



(開会 9時58分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和5年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月15日、開催された第74回北海道町村議会議長会定期総会の決議は、雄大な自然に恵まれた北海道は食糧供給、水源涵養、国土保全、脱炭素など住民生活にとって欠かすことのできない役割を果たすとともに、地域資源を活かした産業を創出し地域に根づいた豊かな伝統文化を育んできた。

少子高齢化による人口減少・担い手不足、世界情勢の変化による生産資材の高騰、コロナウイルス感染症の影響もあり、基幹産業である農林漁業をはじめとする地域経済・住民生活は厳しさを増している。

我々議会人は、これらの課題解決のため、住民の代表たる責務を自覚し、清新で活発な議会活動に努め、持続可能なまちづくりのため、住民の負託に応えなければならないとして、一つ、議会機能の強化、多様な人材が参画する環境整備。一つ、地方創生・地方分権の推進、地方財政基盤の確立。一つ、防災・減災対策の強化、国土強靱化の推進。一つ、地域の特性を踏まえた持続可能な地域社会の実現等。15項目の決議と14件の地区要望事項を北海道町村議長会の総意として採択いたしました。

5月8日、地方議会の位置づけ、議員の職務等を明文化する地方自治法の改正が公布され、議事機関としての地方議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が明確化されました。

全国三議長会が、地方制度調査会等で最重要課題として繰り返し強く訴えてきた成果であり、「議会への住民の理解」「議員の重い責任の自覚」「多様な人材の議会参画」と時代にふさわしい議会・議員の在り方を目指す指針となります。

福島町議会としても、厳しい現況を受け止め、議会活動の重要な視点として、「わかりやすく町民が参画する議会」・「しっかりと討議する議会」・「町民が実感できる政策を提言する議会」を意識し、課題解決に向けて行政としっかり対峙し、より住民の側に立って活動することが、議会・議員の責務であるとの認識をさらに深めていかなければなりません。

出席者各位には、本6月会議の議事運営にご協力をいただきますようお願い申し上げ、活発な討議が展開されますことを期待して開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和5年度定例会6月会議を開会いたします。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会6月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会6月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年10月4日に私が町長に就任し、早8年目を迎え、10月3日に2期目の任期を終えることとなります。

私は就任以来、まちの最高規範である「まちづくり基本条例」の理念である町民との協働によるまちづくりを常に心掛けて町政に取り組んできたところでございます。

就任当初から笑顔あふれる福島町を実現するため、思いやりのある行政を目指してまいりました。

2期目就任直後の2019年12月に中国武漢市で新型コロナウイルス感染症が初めて確認され、またたく間に全世界を席卷し、日本も全国各地で感染者がまん延したことにより大変厳しい3年間を余儀なくされたところでございます。

ただ、当町においては、発生から早い段階での町内事業者製造によるマスクの配布や、ワクチンの接

種など議会にご協力いただき、その後も早め早めの対策を講じたことから、渡島管内で一番感染者数が少ない状況が続いており、改めて町民の皆様はじめ、議員各位のご理解とご協力に感謝を申し上げます。

そのような中であって、町政においては、福島商業高校の存続に向けた「青少年交流センター」を建設し、今年度は前浜資源の持続的な確保を目的とした総合的な種苗センター及び、これまで懸案となっていた新たな吉岡温泉の建設など、昨年度から今年度にかけて大型事業を進めております。

また、潜在的な地域資源を活用した「青の洞窟」を巡る岩部クルーズなどの新たな観光への挑戦も順調に進んでおり、今年度はさらなる推進を図るべく関係交流人口の増加を見据えた岩部地区活性化基本構想の策定に取り組んでおります。

さらに基幹産業である養殖昆布の人手不足が顕在化するなかで、作業等の効率化、共同化を視野にした新たな計画策定もおこなっております。

加えて、悲願でありました「白神防災道路計画」も事業認可がなされ、今年度から調査費などが予算措置され、いよいよ事業が動きだしております。

私は現在策定中の「第6次福島町総合計画」を自分の責任において次の時代へ引き継ぐ責任があると感じており、このたびの町長選挙において持続可能なまちを町民と共につくるため、改めて町民の皆さまの審判を仰ぐべき3期目の挑戦を表明いたしますので、引き続き、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の案件についてですが、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、計画の変更が1件、財産の取得が1件、支払督促の申立てに係る訴えの提起が2件、一般会計及び国民健康保険特別会計並びに国民健康保険診療所特別会計の補正予算が3件となっております。

また、報告事項として、令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告が1件となっております。

1点目の条例の制定については、こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定となっております。

2点目の条例の一部改正については、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正および福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。

まず1つ目の、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてですが、新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類に移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症関連に係る特殊勤務手当の支給を廃止したことによる一部改正となっております。

2つ目の、福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童支援員の資格に関する経過措置に伴う一部改正となっております。

3点目の、第5次福島町総合計画の変更については、新型コロナウイルス感染症対策事業により令和5年度の事業内容に変更が生じたことにより事業の追加及び変更となっております。

4点目の、財産については、インターネット系サーバ等の取得となっております。

5点目の、支払督促の申立てに係る訴えの提起については、町が実施している子育て支援の出産祝い金の交付を受けたもので、町外へ転出したことにより返還義務が生じた債務者に対して支払督促制度を活用するための提起となっております。

次に、一般会計の補正予算についてですが、歳出の補正の主なものとして、まず、このたびの議会議員歳費の引上げに伴う増額および定住促進住宅等奨励事業、チャレンジスピリット応援事業、雇用奨励等支援事業等などの町単独事業の追加補正ならびに国の新型コロナ及び物価対策等に係る低所得者世帯支援給付金給付事業と町単独の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業による追加補正となっております。

なお、歳入においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額補正となっております。

また、特別会計においては、国民健康保険特別会計で印刷製本費等の増額、国民健康保険診療所特別会計では国庫補助金の償還金の増額となっております。

以上、この度は計10件の議案をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、このあと担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

町長の挨拶を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番平沼昌平議員、4番木村隆議員を指名いたします。

---

◎諸 般 の 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和5年度定例会6月会議の開会に際し、去る6月13日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6月会議の審議日数については、本日から6月22日までの2日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会6月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、第6次福島町総合計画策定調査特別委員会の報告を行います。

9番平野隆雄第6次総合計画策定調査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告9ページをお開きください。

6月6日に実施した調査事件について、報告書に基づき内容を説明いたします。

調査事件 第6次福島町総合計画策定に関する調査について。

町から提出された概要等について質疑意見交換を行いました。

次に10ページです。

2、調査の論点と意見。

（1）第6次福島町総合計画基本構想（案）について。

委員会資料等を見てカタカナを使った用語を多用している感じを受けるため、用語の解説を追加する等の工夫が必要であると思慮するため検討願います。

また、町の施策分野のSDGsとの関連性については、職員の理解、町民への周知を徹底し、町で取り組む部分、町民が取り組む部分、協働で対応していく部分等について対応を連動させる仕組みを整理していくよう検討願います。

（2）実施計画登載事業の基準見直しについて。

登載基準の見直しの理由を現行の基準では事業件数が多くなり、職員が減少している状況で負担が大きく、個々の事業に対する議論が深まらないとしているが、登載基準を緩和することで十分に情報が提供されやすくなり、十分な議論が出来ないことが懸念される。

なお、過度な作業による職員の負担という部分については、計画とは別問題と捉え、早急に人員の減少に対応した事務の効率化に取り組む必要があると思慮いたします。

次に11ページです。

（3）総括意見として。

本特別委員会として、計画策定のポイント等については一定の理解をしたが、実施計画登載事業の基準見直しについては、見直しの内容を慎重に検討する必要があることから、当事件については継続審議といたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の13ページをお開きください。

5月26日開催の第1回臨時会の結果を報告いたします。

説明は、主な内容としますので、ご了解ください。

1、定例会の議案は、正副議長選挙、議席の指定、副広域連合長・監査委員の選任同意です。

2、審議した議案の内容について。

選挙第1号は、議長選挙です。北斗市の白戸昭司氏が当選いたしました。

選挙第2号は、副議長選挙です。北斗市の栃木正則氏が当選いたしました。

次に14ページです。

発議案第1号は、議席の指定です。改選により新たに各町より選任された議員の議席について記載のとおり指定いたしました。

次に、同意第1号は、副広域連合長の選任同意です。北斗市の工藤実氏の選任に同意しました。

次に、同意第2号は、監査委員の選任同意です。松前町の斉藤勝氏の選任に同意いたしました。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告には、町長より提出された「ふるさと応援基金の運用状況等の報告」、議会基本条例第17条の規定に基づく「議会評価、議員の自己評価・活動の目標」が掲載され、すでに町民に公表されておりますことを申し添えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ◎行 政 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和5年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の行政報告を申し上げます。

1 令和4年度各会計決算状況について。

令和4年度の各会計における決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計では、形式収支で1億2,738万9,595円の繰越しとなりましたが、繰越明許費分の一般財源1,995万8千円を除いた実質収支では、1億743万1,595円の繰越となっております。

国民健康保険特別会計では、3,689万314円の繰越しとなり、介護保険特別会計では、保険事業勘定で3,133万996円の繰越し、サービス事業勘定は収支同額となりました。

後期高齢者医療特別会計では、収支同額となり、浄化槽整備特別会計では、4万3,070円の繰越しとなっております。

また、国民健康保険診療所特別会計では、939万7,747円の繰越しとなりました。

なお、水道事業会計においても、純利益が739万6,919円となっております。

続きまして、各課所管事項についてご報告いたします。

(1) 企画課の所管事項について。

現在、町内における陸上風力発電の事業化に向けて、日本風力開発株式会社において事業計画の認定手

続きを進めております。

陸上風力の発電施設の設置予定地は、白符地区のクミアイ化学工業株式会社の所有林敷地内となっております。なお、5月31日に日本風力開発株式会社とクミアイ化学工業株式会社との間で土地使用に関する協議も終え、今年度は風況観測塔を設置して、風向・風速観測調査及び環境影響評価等の手続きを行っていくこととしております。

風況観測や環境影響評価には、今年度を含め4年程度の期間を要する見込みであり、今後の調査や協議の結果を踏まえて、風車設置が可能となった場合は、令和9年度以降に風車等の建設に着手していく計画となっております。

(2) 産業課の所管事項について。

当町の夏の風物詩である九重部屋の夏合宿について、5月28日に東京都の新たに建設された九重部屋を訪問し、九重親方と実施について協議をした結果、今年度から福島町での夏合宿を再開することとなりました。

早速準備のため、先行して6月8日から2日間で呼出2名が来町し、稽古土俵となる横綱記念館の土俵の整備を行っております。

実施期間は、8月5日から15日の10日間程度で参加者は大山親方及び力士、床山を含め、総勢20名の予定となっております。

なお、力士招聘に係る予算については、12名での予算措置となっており、予算に不足が生じることから、本定例会に補正計上しております。

町の主な主催事業及び行事等については、別途記載をしてございますので、参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、町長部局の行政報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

#### ○教育長（小野寺則之）

令和5年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、芸術文化・文化財について。

(1) 埋蔵文化財の移設について。

平成28年度より吉岡漁村環境改善総合センターに保管しております埋蔵文化財についてですが、3月下旬に当該施設の1階天井の一部に、雨漏りが原因と思われる崩落箇所を確認しました。このため、早急に移設を進める必要があることから移設先を検討しておりましたが、このたび吉岡小学校の空き教室2部屋と、5年以上入居者がいない平成5年建設の美山教員住宅1棟4戸を選定いたしました。

なお、旧美山教員住宅については床下が土間であることから、資料のカビ防止対策など適正な保存管理を図るため、改修に係る補正予算を本議会に計上しております。

以上で、令和5年度定例会5月会議以降の教育行政の報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

---

### ◎一 般 質 問

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

#### ○7番（藤山大）

通告に従い、町長に一般質問をさせていただきます。

クマヤシカによる被害を減少するため電気柵補助の提案。

北海道ではクマ・シカによる人的被害、農作物被害が増加傾向にあり、出没情報がテレビや新聞で毎日のように報道されております。福島町も例外ではありません。他の町では家庭菜園でクマの被害を受けた人や、被害を予測できるエリアの人など、条件を満たす希望者に電気柵を無料で貸し出しているところもあります。購入費用も補助する制度もあります。農業者向けの購入助成事業も大事ではありますが、それと並行して一般家庭向けの電気柵購入費用の助成を考えていただきたい。

想定される助成内容として、①補助対象、クマやシカの生息状況などを考慮し、補助対象となる農地の面積や被害の度合いに一定の基準を設定する。

②補助範囲、電気柵の購入費用や設置関連費用等、補助率の設定。

③規定・条件、電気柵の適切な設置方法や維持管理の徹底、クマやシカとの遭遇情報等の報告などの設定。

④周知方法、クマやシカの対処法等の広報での周知、講師を招いての住民講習など以上の事を提案します。

未設置の耕作農地や家庭菜園における電気柵について、人命・財産を守るためにクマやシカを寄せ付けない効果的な手段の一つとして考慮すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問にお答えいたします。

当町における電気柵の設置については、ヒグマ及びエゾシカによる農業被害を抑制する目的で、平成22年度から福島町鳥獣被害防止対策協議会が事業主体となり、福島町農業協同組合に加入している農家に対して貸し付ける方法で電気柵を整備しております。

一方で、令和2年度に白符地区でヒグマに襲われたと思われる事故を受けて、墓地などへの電気柵を町が設置するなど、2次被害及び新たな被害防止に向け早めの対策を講じております。

1点目の一般家庭向け電気柵の購入費用の助成についてですが、営利を目的としないで野菜等の栽培を行っている家庭菜園の多くの方々は、自己防衛の中で独自の対策により被害を抑制する努力を行っております。また、危険と判断される農地等には複数人での作業や、危険と思われる場所には近づかない行動が大事である旨の注意喚起を行っており、現段階では、私的な個人への設置助成の拡大は考えておりません。

2点目のヒグマとの遭遇情報等の町民周知についてですが、松前警察署と松前・福島両町担当者による「ヒグマによる人的被害発生防止のための検討会」を令和4年度から開催し、ヒグマ等の被害に迅速に対応できるよう情報共有を行っており、速やかに町民への周知する体制を整備しております。

なお、ヒグマに遭遇した場合や未然防止に係る対策については、町広報で毎年周知しておりますが、住民講習会については、北海道渡島総合振興局と連携を図り開催するよう調整しております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

担当課長に今現在の状況確認をしたいと思えます。

農家さんのクマ・シカの食害状況、被害額、生息範囲をお聞きします。

次に、農業者の数と全ての把握は難しいとは思いますが、一般家庭の土地や菜園を行っている数をお聞きします。

次に、農業者、一般家庭の方に畑や土地での注意喚起はどのようにされているのか、お伺いします。

最後に、町民周知方法ですが、広報での内容をお知らせください。講師を招いての住民講習会は行われていたことがあるのか、お伺いします。4点お願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時32分)

(再開 10時33分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、縷々質問いただきましたが、数字的なものについては議長のお諮りをいただきまして、後ほど、もし必要であれば文書質問していただいて、その中できちっと答えていきたいと思っております。

あと、これまでもクマの情報等については、我々としてはクマの出没情報なりそういったものを防災無線でこの前も周知させていただきましたし、また、特に白符の事故があってからかなり迅速な対応をしているつもりでありますし、これからも先ほど言いましたとおり松前警察署を含めて、福島交番も含めて色んな地域の協力をいただきながら、大切な住民の命がなくなることのないような対策は講じて行きたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

ただいまの状況で危険度のレベルですね。今の状態で山に入るに対して、注意の仕方は「入らないでください」「熊が出る恐れがあるので入らないでください」というような指示が出ていると思っております。

今、僕言っているのは、電気柵を付けることによってレベルを下げて、熊を注意しながら畑や菜園をしていただけるように電気柵の設置を考えていただきたいと思っております。

町民の声として、畑に行くのに警察や役場の指示で熊が出る可能性があるのでは行かないでくださいと言われたそうです。ほかの町では電気柵の設置、助成はあるのに福島町はないのかと言われました。

松前町でも助成はしているし、知内町でも検討段階に入っていると思っております。電気柵の検討を町長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

一般質問のご質問が家庭菜園に対する助成をとということですので、回答してございますけれども、我々はやはり、しっかりと公の部分と個人の部分は整理する必要があるんだと思っておりますので、我々は公についてはきちっと産業振興の観点から、今、農地にいらっしゃる方については、なるべく電気柵を町の方で貸し付けるような状況します。

それでは色んな形で町民の要望というのはあるんだと思っております。家庭菜園、本当にそれを趣味としていらっしゃる方が行けなくなるということがあって、議員に相談したのかなと思っておりますけど、私はやはりそこは個人の判断の中できちっとすべきものでありますので、私的な所までですね、公で趣味の世界極端にいくとですね、趣味の世界に対して助成金をすることが町民の理解が得られるのかということについては私は反対に聞きたいという風に思いますし、私達が厳しい状況のなかで、そこまで助成を拡大するということは私としては考えておりませんし、何かあちこちでやられているという話もしてありますが、私もちょっと調べましたが、確かに札幌市や西興部でやっていますけれども、金額的には小さいものではありますけれども、そういったところとまたちょっと違うんだろうという気がしていますし、私はあくまでも農業で生業としていらっしゃる方々が農業被害に遭うことに対して、きちっと対応するというのが筋ではないのかなと。

例えば、自分の畑、庭の所でキュウリを例えば植えたのが被害に遭ったとか、そういうことにはならないんだと思っておりますし、当然そういった近所にクマが出没すれば我々も含めて近づかないというのが一般的でありますので、そういったことなかで私は十分でないのかなと思っておりますし、先ほど言いましたとおり、公と私というものは、やはりきちっと整理すべきではないのかなと思っておりますし、やはりそこところまでは私は反対に、繰り返すようですけど、町民の方の反対に理解が得られないのではないのかなと思っております。確かに、やられている方にとっては、少しでもお金を出してくればその分、助かるという考えはあるんだと思っておりますけども、それを行政として助成するまでのことなのかなというのは、ちょっと違うのではないのかなという気がしております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

僕としては電気柵というのは、要はクマとシカに対して効果的な手法の一つですよ。人間でもそうですが、痛い思いをしたら二度と同じことをしない。そういう風に勉強するも一緒ですが、クマも一緒、シカもそうですし、一回電気柵に触れることによって、そこから賢くて勉強する人もクマもシカもいるかも分からないですが、手法の一つとして電気柵を設置することによって、先ほど町長が家庭菜園の方、確かに営利目的ではないですが、趣味等で行っている方もいます。そういう風な方に対して、注意しながら畑に行ってもらえるような環境づくりを考えていただきたい。と町長にそういう風に思っています。

それと周知方法ですね。講師を招いて行った経緯というのは、ありますか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほども言いましたとおり、確かに札幌市で2万円助成しているという、2分の1ですけどね。そういったもので町の方でやる必要は私はないと思っていますし、ある程度そこは自己責任の中できちっと対応すべきだと思っていますので、これ以上、繰り返しませんけども、あと講習会については今、担当課長の方から説明させますので。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

講習会につきましては、近年やってございません。10年くらい前には渡島総合振興局の講師の下で学校向けということで講習会をやってございます。

それで、私共も今年度については9月、秋の山に入るシーズンを前に渡島総合振興局の職員の講師によって、農家さん及び山に入る方の向けとして開催したいと考えております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

最後になりますが、人命それと財産を守るために、農家さんもそうですが、町民向け家庭菜園、その辺にももう少し目を向けていただいて、今後、危険と思われるような場所に関しては、役場としてというか町として関与して、安全のために守っていただけるよう町長にお願いして終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

基本的にクマについては、やはり最近各地で出ていますので、当然この前、朱鞠内の方で不幸な事故ありましたし、当町でも白符で尊い命の方が亡くなっておりますので、まずはやはり、確かに電気柵自体は効果があるものですし、だからといって町全体にそれを網を張るわけには行きませんので、そういったものも含めて、我々としてはやはり町民の方にしっかり意識をしてもらおうと。クマが怖いんだという意識をしっかりと広報なり色んな先ほど言いました講習会でもいいですから、そういったものをまず認知していただく。そしてその中にいち早く情報提供をする。例えば、この前みたいに三岳でクマが出ましたという防災無線をかけて注意喚起をして、なるべく注意を払いながら生活をしてもらうということが、私は第一義ではないのかなと思っていますので、これからも尊い町民の命がなくなることをないように、しっかり安全対策については、しっかり我々としてもやって行くつもりでありますので、そういったなかで必要に応じて極端にいけば農地だけでなく墓地などについても、これからまたお盆の時季になれば皆さんお墓参り等行きますので、そういったところにはしっかりと対応できるような状況を作っていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、当町の今後の企業誘致の在り方と定住促進について、町長に質問します。

現代社会においてテレワークは一般化されつつあります。つまり、労働環境の変化に対応した新たな働き方改革が熟成しつつあります。新型コロナウイルス感染症が第5類に移行となり、少しそのスタイルは鈍化したものの、いずれは主流と成り得るものと感じております。

そのような事を考えた時、当町の企業誘致に対しても都市部にはない山・海など風光明媚な魅力と安心安全な生活環境を全面に出し、新たな企業誘致に対してテレワーク事業が可能な働きをするものと考えられます。また、それが定住促進の一助になると考えますので、次の点について伺います。

当町のこれからの企業誘致活動対策はどうか。

テレワーク推進を検討している企業に対する広報活動について、どのように考えているのか。

定住促進に向けてのチョット移住を進める周辺環境の在り方等について伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問にお答えいたします。

1点目の当町のこれからの企業誘致活動対策についてですが、これまでも私の方から申し上げており、当町は狭隘な土地環境など地勢的に不利な面もあることから、積極的な誘致活動は現在も行っておりませんが、私が町長就任後に誘致した株式会社ヤマザキについては、安定した生産を続けており、漁業者の所得向上並びに地元雇用の促進に繋がっております。

なお、今後の活動対策については、包括連携協定を締結しているクミアイ化学工業株式会社や関連企業などと連携を図りながら、新たな事業の掘り起こしを模索してまいります。

2点目のテレワーク推進を検討している企業に対する広報活動についてですが、現在、ホームページ掲載など積極的な広報活動は行っておりませんが、当町に来町される企業の職員が青少年交流センターのゲストルームを利用しテレワークを実施している状況もありますので、引き続き関連企業への働きかけを中心とした活動を進めてまいります。

3点目のチョット移住を進める周辺環境の在り方等についてですが、青少年交流センターのゲストルームを利用して移住体験者を受け入れることが可能となりましたので、移住体験者のニーズに応えるよう努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

令和4年度、福島町から何人くらい転出しているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時46分)

(再開 10時47分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

答弁書では、当町は狭隘な土地環境など地勢的に不利な面もあることから、積極的な誘致活動はしてないと書いてますが、これは土地が狭いから、福島町って土地が狭いから工場などを建てられないということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

前からお話ししてはいますが、福島町どちらかというと、例えば知内の町並みから見て福島町は峠を下るとほぼほぼ平坦地というのが少ないわけでありますので、そういったなかで例えば工業団地を抱えると

か、町として誘致をできるような土地をですね、あるかという今ほとんど無い状況にありますので、そういった意味で狭隘な土地環境ということを書かせていただきましたので、やはり、企業誘致するにはツール道具がなければ、いくら「来てください、来てください」と言っても、当然そこに魅力がないと駄目なんです。

だからやっぱり、そういったものがある程度備えていないと声高にトップセールスしても、企業というのは来ませんので、そういった意味での回答文になっているということをご理解いただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

何もそういう工場云々の企業を呼ぶ必要もないと思うんですよ。

例えばIT関連であったら、サーバ1台、パソコンがあればいくらでも開発できると思うんですよ。と私は思っているんですけど。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そういった時代の流れの中で、小鹿議員おっしゃるような、今、風潮にはなりつつあるのかなと。

ただ、それがすべて確立されているかという、まだまだテレワーク自体もコロナで大分進みましたが、それが本当に定着するかどうかというのは多分、専門家の方々も見極めるところなのかなという気がしていますので、我々はやはり地元で雇用が生まれるということを企業誘致の中で一番求めるところでありますので、確かに議員おっしゃるとおり、都会から来ていただいてテレワークで一人でも二人でも増えていくという形もあるんだと思いますけども、我々はやはり従来はそういった形で企業誘致をしてきたということでもありますので、そういった中の流れで、今は時代が変化していますので、これからは多分、議員おっしゃるようなことをこれから町内の中でもだいぶ町有地を町の中にも寄附で頂いているものもありますし、空家の対策といいますか、空家を各地で見れるようになりましたので、そういったものを例えば改修するなりそういった移住者に提供するというは、これから考えて行かなければならないのかなと思っていますけども、まだまだ、ただそういった整理が町内の中にきちんと整っているかという、まだそういう状況ではありませんので、これから時代なりニーズを見ながらやって行くということになるんだと思います。

ただ、我々はですね、今の手法としては包括連携を結んでいる会社と、やはりその会長なり社長とは直接会ってですね、やはり信頼関係を築きながら今進めておりますので、そういった中に今、少しずつではありますけども、例えば、クマイ化学さんなりそういったところが、また今事業として動き始めていますし、今回の行政報告の中でも少しお話をさせていただいていますし、そういったなかで我々は少し事業展開を出来ればなという風な気がしていますし、また今般も今7月に入りますと私ちょっと四国の方に行って来ますけども、養殖事業会社の所に訪問して、例えば福島での養殖の可能性なりをそういったものをまた模索してこようかと思っていますので、色んな形で活動自体はして行こうかと思っていますけども、ただ、なかなかやはり、自分達の準備もしっかりと整えていかなければ、なかなかその会社の信頼というのは得れないと思いますし、たまたまヤマザキさんのように福島町の昆布に魅力を感じて、私がすぐ町長就任して行ってですね、じゃあ福島で工場を立ち上げましょうという形で今に至っている例もありますので、そういったものを中心に我々は少しでも一歩でも二歩でも前に進むようなことをして行きたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

それと、青少年交流センターのゲストルームを利用して、移住者体験を受け入れることが可能とありますが、移住者体験者にとって福島町の町民とのふれあひも大事だなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

実際、交流センターを活用して来られた方はクミアイ化学の社員の方でありまして、クミアイ化学さんの方で自主的にそういう制度を作りまして、福島町にテレワークなりそういったこともしませんかという職員に投げかけをして、それに応じて来た方が実は4月26日から5月8日まで家族で来られまして、岩部クルーズに乗ったり、当然、子どもさんは保育所に入所して、地域の子どもとふれあう。やはり都会の子ですから、なかなか普段は自由に遊べない環境の中で、極端にいくと造成した所でスケートボードみたいなのをしたり、かなり楽しく奥さんもだいぶ喜んで帰ったということの私、復命も貰っています。

ただ、その中でもやはりもう少しこうした方がいいよとか、そういうアドバイスもいただきましたので、これからまた色んな形で先ほど言いましたツールが1つ出来ましたので、それを基点にしてですね、これからそういったところを活用しながらウイングを拡げていく必要があるんだと思っています。

また、チョット暮らしのやつもですね、私職員時代にも一回考えたことがありますけども、なかなかやはりそういった建物を建てるにも応分な予算がいりますので、ただ、今回、定住促進住宅の中に少し余力の土地もありますのでね、もしそういったものがクミアイ化学さんなり今ヤマザキさんでもそうですけども、やはり定期的に社員の方がこちらに来て仕事をしているわけですよ。やはりそういった所の場所もこれから需要に応じて、必要であればですね、そういったものも議会の了解を得ながら作っていくというのが次なるステップではないのかなという風には思っていますので、そういったものを我々としては地道ではありますが段階を踏みながらやっていきたいと思っておりますので、是非、小鹿議員はこの前、要望会の時もそうでしたけど東京の方で活躍されていたので、もしそういった伝手があれば是非そういった情報提供をしていただければ、私すぐ飛んで行きますので宜しくお願いします。

### ○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時55分）

（再開 11時07分）

---

### ○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番川村明雄議員。

### ○5番（川村明雄）

通告に従いまして、町長に一般質問を申し上げます。

福島町の課題考察について。

現在、当町には少子高齢化による課題が沢山ありますが、3つの事案について提言いたします。そして実現に至る対応をして頂きたいと思っております。

先ず1つ目ですが、人口減少の抑止の観点からの対策であります。理由の如何を問わず当町に中古家屋等を入手し、住み続けたい人への補助金の対応であります。

現在、中古住宅等を購入する人への補助がありますが、土地家屋で500万円以上という売買は現実的ではありません。

定額ではなく購入や費用の率での補助金に改正してほしいと思っております。新たに取り入れたリフォーム補助も10パーセント30万円限度では転入で恩恵にあずかったというには少し足りないと思っております。現実的ではないと思っております。

リフォーム補助の前に「引越し新町民受け入れ助成金」として検討してみたいかと思いますが。

2点目ですが、将来の若者の多様な人材育成の観点から専門学校等への進学者に対する全額給付の実現を提案いたします。

教育の機会均等や給付型奨学金の構想案を提案しても全く実現に至る面がありません。

住民の声を聴きましても、教育で本当にお金のかかるのは社会に出る前の専門学校などに通う時代であるといえます。

2年から4年でしょう。卒業後の返済や免除も考慮しながら安心した就学が続けられるような方策を考

えてほしいと思います。進学のコストを工面するため退職を選ぶ民間会社勤務の例もありますが、いかがでしょうか。

3点目ですが、1及び2点目の実現のためと現在の当町の町民負担や生活実態から考察したとき、道内でも副町長を置かない自治体も出ておりますが、当町も最大人口時より1万人以上（75パーセント）も減少し、住民負担増などの厳しい現況にあります。

特別職の廃止も選択肢の一つに挙げられるものと思います。

特別職の給与費の考察ですが、副町長への1期4年間の支払い給与費はいくらでしょうか。

当町の現状は人口減少もいつも北海道の上位にあることや高齢化率が5割を超えており、限界自治体の状況になっております。

そのような中で、特別職のあり方も検討すべき事項であると推察いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の理由の如何を問わず中古住宅等を購入する人への補助制度の改正に関してのご質問ですが、町では、福島町での暮らしを応援するため、平成24年4月から「福島町ふるさと暮らし応援条例」を運用し、福島町定住促進住宅等奨励事業において、定住目的で住宅を新築又は中古住宅を購入した場合に支援を行ってまいりました。

今、子育て支援を含めて様々な施策を展開していることから、当面改正することは考えておらず、現行の制度を維持することとしております。

また、住宅リフォーム補助金については、今般の補正予算にもあるように大変好評をいただき、予算額に不足が生じたことから補正計上をお願いしております。なお、補助金の水準に関しては、制度設計の段階で先進例を参考とし、比較的高い水準であると認識しております。

次に、「引越し新町民受け入れ助成金」の創設に関する提言ですが、町では、令和5年3月に福島町へ移住しようとする方を対象に、「福島町移住促進引越支援補助金」を創設しており、役場窓口において対象者に転入届出の際に周知しております。

2点目の専門学校等への進学者に対する給付をというご提案ですが、国では3月末に「異次元の少子化対策」として、授業料後払い制度の新設や給付型奨学金の拡充などの構想を示しました。この内容は、令和6年度より3年間で具体化を進めていくという方向であります。

3月議会でご答弁申し上げたように、経済的に大変な世帯の進学対策は、人口3千人余りの福島町の問題ばかりではなく、国全体の問題であると考えております。こうした国の動向を見ながら、当町としては、これまでどおり、町民が希望する場合、無利子の福島町奨学資金等により進学に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

3点目のご質問についてですが、副町長の1期4年間の給与費については、約4,100万円となります。近年の地方公共団体を取り巻く状況は複雑化かつ多様化しており、とりわけ「少子高齢化と人口減少社会への対応」、「地方創生」、「災害への備えと感染症対策」、「環境問題に関する取組」等、様々な課題を抱えている現状にあります。

そのような中、最近では職員の確保が難しくなるなど、新たな課題に直面しております。人口減少が進む中で、限られた職員数でこうした課題に対応するとともに、職員の負担が過大にならないよう、事務事業の統括にあたる副町長の役割は行政マネジメント機能の強化を図るうえで、欠かすことはできないものと認識をしております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

先ず1点目でございますけれども、平成24年4月から福島町ふるさと暮らし応援条例の制定で各種対策が講じられてきましたけれども、町民の中には大変切実な訴えをする方もおります。

その内容は、基礎年金プラス若干の年金、厚生年金だけだと暮らせないと。したがって、不動産を売るような形、それを協力してもらえないとか、そういう相談があつたりします。

介護保険はじりじり上がるし、国保もじりじりこう長い年月の間には上がっていくと。そういう中で年金暮らしの本当に大変な方がいらっしゃるという風な現状であります。

この補助金ですけれども、福島町に来て、ここに住みたいという方にはどのような税金がかかるかというと、まず契約する、あと登記とか不動産取得税だとか色々な税金がかかる。最後には当然、ここに住むわけですから固定資産税が当然のこと掛かると。

そういう状況でありますので、それらに係る経費の負担、これは全額でなくても割合とかそういう恰好で出来ないかということなんですけれども、町長は今年5月1日からですか、福島町移住促進引っ越し支援補助金要綱が早く制定しました。しかしながら、この要綱には10項目の制約があると。制約の一つに住民票があった人は駄目という風な、そのような記述があると。そのあたりは町長はどのようにお考えになって、住民票かつてあった人は駄目だというような判断に至ったのか、お知らせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ずはこの制度については回答でお示しをさせていただきますけれども、平成24年4月、まさに私が企画参事の時に制度設計に携わりましたので、自分の思入れも含めて答弁をさせていただきたいと思えます。

議員おっしゃるとおり、色んな形があるんだと思ってますけれども、その移住を受け入れる、また、定住を促進するなかで我々は重きを置いたのは、若い人達の負担を軽減するという事に先ず第一に置きましたので、子育ての方で定住される方に対する制度設計をさせていただきましたので、多少やはり、先ほど言いました高齢者の方で年金暮らしの方にとっては、ちょっと魅力的に薄いのかなという気がしてございますので、そこのところはまずご理解をいただきたいなど。

そのなかで、同時は結構やはり財政的に厳しい状況の中でやらせていただきましたので、すべてのものをクリアにするということではできませんので、まず第一優先として若い子どもを育てている方が家を建てたいと言った時に、どう応援してあげるかということの整理をさせていただきました。

そして、私が就任してからは保育所の無償化、給食費の無償化という形で更なる整理をさせていただきましたし、また、現実的でないという議員はおっしゃいますけれども、実際的に制度を運用してから新築は26件、1,650万円ほど我々としては拠出しておりますし、中古住宅も12件、大体350万円ほど出ていますので、それなりに活用はされているのかなという気がしてございます。

ただ、やはりですね、今言ったように若い方々にとってはいいんですけども、例えばリタイアして福島に帰って来られるそういった方についてはどうなのかということがあって、今般リフォームという形で少し整理をさせていただきましたし、リフォームについても今回補正予算を組ませていただきましたけれども、金額的には新築から見ると少し金額が大分低いんですけども、ただ、各町の状況を見ましても、そんなにうちが極端に低いかといえ、そういう状況ではないと思えます。議員も当然調べてらっしゃると思えますけれども、そういったなかで結構やはり、実際家を建てて3、40年過ぎて、外壁を直す、屋根を直すという方々に活用させていただいております。

ただ、先ほど言いましたとおり、じゃあ会社をリタイアして故郷に帰ろうかという人にとっては、ちょっと物足りないのかなという気はします。

ただ、一軒、私実際今回、月崎の方で函館に転居される方がおられて、その家どうするんですか？と言ったら、いや、何か札幌から来る方が欲しいと言ったという、個人でそういった取引もされているやに聞いていますので、そういったものを今後必要であれば、制度設計を加えていくというのも一つの手としてはあるのかなと思ってますけれども、ただ、現段階ではやはり子育てをしっかりと我々としては応援していくことによって、若い人達が福島町で子供を育てながら長く住んでいただく方に、町民の理解をいただきながら予算を取らせていただいているという実態であります。

それと2点目の、過去に本町に住民台帳に記載がないことっていうことですので、当然、移住といいますかね、移り住んでくることを前提としていますので、住民票がある方であれば本来的に対象から除くということの趣旨だと思っております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

それで、町長と少し考えの違うところは、福島町に例えば若い時、都会で働いて、福島町に定年退職してから戻ってくると。そういう人方が若い世帯でないし、平成24年に制定した条例等に鑑みても若い人と違った恰好だから、生産性がないとは言わないけれども、そこまで手を差し伸べるということは出来ないんだというように考えるわけですけど、私は自分の意思で福島町を過去に若い時離れたわけでない人もいるかもしれない。親の都合で一緒に出て、そして、そのあと地方の高校なり通って、そして、就職して今年になって例えば戻ってくると。そういう過去に住民票に記載のあった住基台帳にあった方は駄目ですと言われるとですね、昔、福島に居た人が補助対象になるということはありませんになってしまうわけですね。だけど私は全額でなくても半分でも掛かる費用の半分でも歓迎の意味で差し上げたらどうだろうか。きっとそれが駄目になったからリフォームの30万、10パーセントのリフォーム要綱作られたんだなという風に考えてみたんですけども、ただ、そのリフォームすらなかなか大きい額をかけて暮らすところまで行かないという、大変だという人もいよう、リフォームしたくても出来ないという方がいるわけですね。

だから、そういうことを考えると、やはり歓迎補助金みたいな移住、昔、福島町に住所があった人であっても何らかの対応を出来るような形にならないものかなという風に考えます。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

#### ○町長（鳴海清春）

先ほども答弁してございますけども、やはり制度設計した時も大分悩みましたというか、どこに限られた財源のなかで、どう効率化を図っていくか、効果を求めるかということになりますので、議員おっしゃるとおり裾野を拡げると、それなりに大謀網と一緒に、かかるのはかかるんですよ。だけど、効果が薄れていっている実態があるわけですね。

例えば新築をするのにですね、若い人であれば今1、400を超えて2千万掛かるなかで、じゃあ50万補助してどうなんだという話があるわけですよ。やはり、どこに重点を置きながら、どこに予算を割くかということが我々のやはり制度設計する中で一番の苦慮するところでもあります。

潤沢な財源があって、押しなべて予算が張り付けられるのであれば、今言ったような事も可能だと思いますけども、当時としては私の考えられる中で最善の方策として制度設計を作ったつもりであります。

ただ、今言ったように先ほどの中には、例えば、その当時ちょっと何年か過ぎてから、ちょっと相談を受けたことがあります、自分で制度をつくったもので中身ちょっと詳しくなかったので、担当外だったんですけども、その時もやはりですね、やはり一回外に出て実家に帰りたいたいんだと。

ただ、実家が古くなって改修しなければ二世帯では住めないということで、なんとかできないかということの相談を受けて、多少ちょっと制度設計を見直す必要があるんだなということも感じたし、今回はまさにリフォームの関係についてもそういった思いも込めてやったつもりでありますし、色んな形でニーズというのはあるんだと思いますし、今まさに先ほど言いましたとおり、やはりリタイアしてですね、自分が生まれ育った家なり地域に帰ってきたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった方々をどう応援するかというのは、当然、我々が今作っている「ふるさと暮らし応援条例」の中の本当は第二弾、第三弾の中に含まれていたものなんですけども、なかなかそこまで行ききれていないと言いますか、先ほども言いましたとおり私も就任してから、子ども・子育てをしている方々に町民の理解をいただきながら予算を割かせていただいておりますので、そここのところだけで大分いま予算を割いておりますので、たまたまそれもですね、国の方の過疎ソフトが初めて始まってですね、それに手を挙げて、そこに財源が生まれてきて、だいぶ一般財源の拠出が少なくなって今運営できているという状況でありますので、まだ過疎ソフトももう上限いっぱい使わせていただいておりますので、なかなかそういった財源も生みづらい状況になりますので厳しいのかなと。

ただ、今の救いはですね、ふるさと納税が少し伸び始めていますので、そういったものの財源をこれまで活用ではなくて、基金に積み込んでいる状況でありますので、そういったものも少し財源として活用しながら幅を広げていくことは出来るのではないのかなという風に思っていますので、そういったなかでまた多様なご意見をいただければ、我々としてもしっかりまた考えながらですね、第2、第3の手立てをしていければなという風に思っているところであります。

#### ○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

今後の対策の中でもやはり考えていただきたいなという風に思うので、はじめから駄目だと言わないで、色々検討を練るといふことも必要になってくるのではないかという風に思うんです。

定住促進住宅等の奨励金事業、これは現在、中古住宅どっちについても500万以上でないと補助対象できませんよということなものですから、500万の壁を取り払うことによって400、300、200、100でもですね、その額にあった率で補助金を貰えるようにしたらいかかなと。

せっかく福島町に、こちらに来て住みたいという方を排斥するようなことはないような対応にすべきではないかと思ひまして、この500万円の壁は今にいったことではなく、スタートから喋ったりしているんですけれどもね、なかなか検討までも行かない実態かなという風に思っておりますので、一つ今後の課題にしてほしいという風に思ひます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先程来申し上げましたとおり、現行の制度をとりあえず今、踏襲する形でやらせていただきますので、今、第6次の総合計画を策定中でありますので、その事業概要がある程度見えてきますと、町の全体的な財政状況も踏まえて形が見えてくるんだと思ひますので、そういったなかである程度余裕幅があれば、そういった施策を広めるといふことは可能だと思ひますので、現段階ではとりあえず今の状況で、ある程度若い人達にしっかり支援を出来ているのかなという思ひがありますので、このところについては現行の制度を維持する形はきちっとやって行きたい。そのように思ひているところです。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

2点目の進学者への対応ということですが、この件についても町長から3月の時に答弁しているという記述が、確かに教育長ともお話ししましたが、話はしているんですけれども、なかなか難しいですね。しかしながら今回、国も異次元の世界まで入りたいということですから、異次元の少子化対策を講じたいという中で町長も国の動向を見ながら、対応していけるのではないかという可能性を見出していると思ひますけれども、当町も今まで保育所の問題から給食費から医療費から子供達の生活を変えるような、そういう施策を講じて議会も賛同してきた現状であるという風に捉えていますけれども、この異次元の少子化問題、これ、国より先取りして何人でもいいですから福島町からやってみませんか。

給付型、それから今は無利子の奨学金も使えるわけですから、その点はいいんですけれども、それに加えて給付型の制度を入れるという様なことも、今回コロナで今までで国は77兆円を投資してきたという風にされているようでございますけれども、そのことを考えれば不可能な自治体が数名の子供達の経済に「ゆとりがない」そういう人方を救うことが出来るのではないかという風に考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議員は予ねてから給付型の奨励金といいますか、貸付も含めての提案でございます。

私は繰り返すようなんですけれども、やはり、教育なりそういったものは国策としてしっかりやるべきだと思ひます。当然、今日本の全体の人口が減っているなかで、一地方がそういったところまで手を染める私余裕は無いんだという風に思ひますので、そこはしっかり今回は岸田総理もですね、国の方からメッセージを発信していますので、私はそういったものの中できちっとそういったものが広がって行くのが正しいのではないかなと思ひますし、当然、少子化を改善している例えば北欧なりフランスの状況を見ますと、まさに今言ったようなことは、もう国が率先して整理をしているはずでありますので、そういったことによって日本全体の生産力が向上していくんだと思ひますし、今回の何かニュースでもかなり日本はどん尻の方にランクが下がったという話もありますので、私は一地方の問題として捉えるのではなくて、しっかり国の政策の中で、どう日本の人口を維持していくのか、日本の教育を維持していくのか

というなかで、施策を講ずるべきだという風に思っていますので、我々も機会があれば、しっかりと国の方にもものを申して行きたいと思っていますので、まずはそういったところでご理解いただきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

それでは、次に3点目に行きます。

今回、副町長の件について聞きましたけれども、特別職に関する給料の形態等については、過去の町長選挙時点でもそのような話題が出て、意見を拝聴したというか、研究、研究まではいかないですね。そういう人がございました。

それで、今回質問の中には都市部の方で自分の子どもの就学金、1年間に最初に掛かる費用120万、それを貰いたいために会社を辞める退職するというそういう現実があると。そういうなかで、もう一度また会社を辞めて退職金をいただいて、そして、また会社に入るといような実態が都会等にはあると。

したがって、何故そうかという退職金というものは非常に出ても少ないという中小零細企業社の実態であるというんですね。

そこで、公務員の場合は40年務めてなにかがしかの退職金をいただくと。特別職の方は特別職ですから、その一定の短い期間で業務をしてもらおうと。そのために今回いただいた約いくらという金額の中には退職金入っておられないのではないのかなと思ったんですけども、退職金よりちょっとオーバーするし、その辺は然るべき担当課で聞けば分かるんでしょうけども、やはりそういう退職金ひとつ取っても公務員の場合は非常に恵まれている分は民間会社に勤めている方々はそうではないという実態があるわけですね。それで今、国が責任を持って作ったという建退協、中退共、その他の組合もありますけれども、建退協は建築・建設の方ですね。中退共は中小企業の方。そういうところで、2か月、大体1万円ぐらいずつ積み立てして20年30年務めた後に退職金として支給するという内容でございますけれども、民間では「そうなんだ」ということを改めて、そういう身につまされたような感じで受け取りますね。

だから子供達も各種専門学校にしたいくても、なかなか行けない世帯もあるでしょうし、行っても厳しい状況の中で社会生活を送らなければならないという実態も実際にあるわけですから、なんとか実現できるような形になればいいなと思って、蛇足みたい恰好ですけども、それを申し上げておきたいという風に思います。町長から何かあれば、お願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時41分）

（再開 11時41分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

奨学金の問題については新聞報道等でもありますけども、奨学金返済苦に色々何ていいますか自殺した方もいらっしゃいます。ただ、私、一般論で言わせていただきますと、私の経験も踏まえて、私の家庭などはとても専門学校・大学に行けるような状況ではありませんので、最初からそういうのを諦めてましたけども、ただ、何も専門学校・大学が全てではないんだと私は思っていますし、高校卒業してしっかり社会で立派に育っている方々がいらっしゃいます。

ただ、そのなかで高い志を持ちながら挫折している方もいらっしゃるんだと思いますので、色々なケースがあって、ただ、そこを一つ大きく取り上げて、だから地方として対策が必要かという、私は先ほど言いましたとおりそうではなくて、本来的にやはり国が国を作っていくなかで教育はどうあるべきとか、そういったものをきっちり制度化して行くべきだと思っていますので、そこでも足りなくて地方独特の特徴的なところで足りないところがあれば、私は補っていく方がいいんだと思っていますので、きちっと

我々が今18歳までのところについてはですね、ある程度予算を割きながら、きっちり育てあげることに予算を多く割かせていただいておりますので、まだその上については私は少しちょっと余力なり町民の方々の理解、確かにその対象者にしてみれば色々な給付があったり色々なものがあれば助かるんだという風には思っていますので、ただそうなりますと平たく何でもかんでも全て行政が負担しながら行くんだという世界にはならないんだと思っていますので、そこは少しある程度我々としては限られた予算の中で、どう町民の理解をいただきながら予算を割いていくかということに、いつも日々考えながら制度設計させていただいておりますので、私としては今の制度設計がうちの予算にあってるものではないのかなという風に思っていますので、その辺でご理解いただきたいし、冒頭のあいさつの中でもありましたとおり、私の自分の2期8年を評価していただいておりますので、その中でまた足りないところがあれば町民の声をしっかり聞きながら、新たな制度の設計をしてみたいという風に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従ひまして、町長に一般質問をさせていただきます。

当町の少子化対策について。

昨年末から少子化対策に向けた話題が多くなりました。少子高齢化の中でも少子化は大きな課題となっており、当町としても町長就任以来、国の対策に先駆けて、積極的に少子化対策を講じて参りました。

国も少子化対策は若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでがラストチャンスであるとして児童手当の大幅な拡充を柱とする施策を示し、出生率向上に対する議論が深まっております。

当町においては、今までの施策をどのように検証して新たな施策を講じていくのか。第6次総合計画前期4年間の実施計画にどのような素案を組み込み、当町独自の子育て支援や出生率向上を図るのか伺いたい。

また、新型コロナが第5類へ移行したアフターコロナ後の社会環境の変化や未だ続くロシアによるウクライナ侵攻から来る物価高騰の中で子育て家庭に対する支援の検証と対応についてもその見解を伺いたいと思ひます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

議会の中でも度々申し上げてまいりましたが、人口減少問題は基本的に国の根幹に関わる喫緊の課題であり、本来であれば国が先駆けて取り組むべき事項と認識しております。

私は、就任以来、子どもたちは地域の宝であるとの基本的な考えの下、地域全体で子育てを支える予算に重点を置いた施策を展開してきたところであります。

町では、平成24年度に「福島町ふるさと暮らし応援条例」を制定し、高校生までの医療費無料化や出産祝金の交付をはじめ、様々な定住・少子化対策に取り組み、以後、保育料や学校給食費を無料化するなど、順次、子育て支援に関する制度を高めてきたところであります。

1点目の、今までの施策の検証と第6次総合計画での取り組みに関してですが、平成24年4月以降に出生した子どもは、延べ172名ですが、このうち、第3子以降の子どもは43名となっており、出産祝金事業の効果が表れているものと考えております。

また、合計特殊出生率の面でも、平成24年の1.19人から、平成29年は1.45人に上昇しており、この部分においても効果が数字に表れているものと感じております。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が行った令和2年10月1日の人口推計値3,742人に対して、住民基本台帳人口は3,881人と推計より実績が上回っており、第6次総合計画においても現在の各種施策を踏襲する方向で作業を進めております。

2点目の新型コロナやウクライナ侵攻に伴う物価高騰の影響を受ける子育て家庭への支援の検証と対応についてですが、基本的には国の制度である地方創生臨時交付金対象事業を活用した支援を行っております。

す。

加えて、この度の電気料金及び食料品などの急激な物価上昇は、子育て世帯の生活を直撃していることから、町単独での支援について、今議会に上程しております。

今後も、国の動向を注視しながら、適宜、必要に応じた対策を迅速かつスピード感をもって展開してまいります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

少子化の原因としてよく言われるというのが色々あるんですけども、4点程にまとめると、結婚・出産に対する意識の変化とか、経済的な不安、子育てに対する負担感、それから子育て環境の整備の遅れというのが全国的に視点が絞られてくる要因かなと思っておるんですけども、一般的に当町としては本当に手厚い子育て支援を行ってきておるのは事実です。

町民の方々も大変それについては喜んでおられると私は思うんですけども、これは最初支援を受けた人は真新しいこの支援に対して大変感謝する。これはどんな事業でも同じだと思います。今までなかったものに対して、手を差し伸べて感謝されるわけですから。

けど、それがですね、だんだん同じ人というのか、その何回か反復してくると果たしてその支援が本当に末端まで届けられる支援になってきているのか。その支援を受ける人達の生活環境が変わったなかで、果たして同じ施策が同じ支援がその人までに伝わっていくのか。そういうことをですね、私は検証した方がいい。それが検証という形で質問させていただいた意味なんですね。

町の今までの施策に関しては、確かにこれはやっています、あれはやっています。でも、実際に支援を受けた方々の意見をどのように集約していくのか。それをしないと、いずれはその支援・施策が形骸化してしまっただけで、本当に支援を必要とされるこれからの人達にどういう風に伝わって行くのかという検証体制を私はしっかり持つべきでないのかなと思うんです。

そのなかで初めて、やはり今まで福島町は国に先駆けてと言ったら色々と言弊もあるでしょうけども、本当にきめ細かい支援を町長は就任以来されてきております。本当に他町から比べると様々な面で私は評価されていることですし、今朝ほどあいさつにもありましたけど、3期目に向けてそれも期待する声もあると思いますけども、もっと血の通うものにしていくために福島町のオリジナルの少子化対策・子育て支援に対して具体的な検証体制を私は構築すべきでないのかなと思うんですけども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

これまでも様々8年間のなかでやらせていただきましたし、先ほど言いましたとおり、子育て応援条例については職員時代に制度設計したものでありますので、そういったなかで今、今日に至ってございます。

今、議員おっしゃるとおり、ある程度それが制度も慣れてくると当たり前になってきて、そこに対してのどのぐらいの予算を割いて自分がどれなりに享受しているのかということに少し鈍感になる方もいらっしゃると思います。

ただ、我々としては、次から次と新しい人達が来ますので、例えば一つの例で言いますと、1歳の子どもさんが産まれた時に地元産米を寄贈させていただいております。

私から直接寄贈しますけども、その時にはやはり子育てをしている方々と少し懇談、なかなか積極的に意見は出ませんが、そういった場を借りてですね、いま何が必要で何が困っているのかなという形で、やはりそういった時にコロナのところでは、やはり消毒が足りないとか色んなおむつが足りないとか、そういったことを聞いて、そういったものを原課の方に跳ね返していくとかそういったことをさせていただいてますし、また、総合開発計画の中の策定時には当然そういった方々を対象にアンケート調査もしてございますので、そういったなかでのニーズの捉え方も出来るんだと思いますし、また、福祉・町民課を中心にそういった方々を対象とした会議も定期的に開かれておりますので、そういったなかでの計画に盛り込むためのニーズ調査みたいなのも会議の中から多分されているんだという風に思っていますので、我々

としては今回は国に先駆けて相当やらせていただいて、先ほど言いましたとおり町民の方々の応分の負担をいただいてやってきています。

ただ、その負担についても、過疎ソフトという当初はしりの頃は渡島振興局のなかで手を挙げたのは福島だけであったという風に記憶していますので、近隣町はそれを見て我々もそういういいことが出来るのであればということで、追従したということの後日談を聞いたことがありますけども、ただやはりですね、何を政策として打つにしてもですね、やはり財源が伴いますので、そういったことのきちとした財政を安定させて、そういったところに財源を投下することが私の使命ではないのかなと思っていますので、そういったなかで今福島町にとって、これから何が重要かという先ほど原因の中の少子化の原因の中に取りましたけども、今なかなか結婚しない人達が多くなっているという話が若い人の話を聞くとあります。

やはり、もう一つはやはり何ていいますかね、女性の方も働くようになって自分の生活力が伴ったことによって、特に子どもを欲しいという考えが昔から比べると少ないんだというのがありますし、色んな形で社会の変化・状況等を応じて色んな形が変化しているんだと思いますので、そこのところを我々としては上手くつくろって行かなければ少子化には繋がっていかないんだと思いますので、やはり、あくまでも、子どもが産まれてある程度の人口維持をしていかなければ少子化対策にはなりませんので、そこのところはどういったものを投下することが一番効果なのかということは、当然やはりその若い人達なりそういったところのニーズをつかまえることは大切でありますので、そういったことについては、しっかり怠りなく、そういった中から今の時代にあった今の人達にあったニーズをきちっと探し出して、町としての施策を打っていく必要があると思いますので、そこのところを今ちょうど第6次の計画の策定でもありますし、今般、私も含めて議会の議員の皆様も選挙でありますので、是非、そういったものを町なかから拾っていただきながら、一つでも二つでも福島町に新しい施策が生まれることを期待しながらですね、お願いも込めて答弁としていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時57分）

（再開 12時58分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

午前に引き続き、質問させていただきます。

まず、検証については町長は個人というか、個人の方々から色々と意見も聞くし、行政としても所管各課でそれぞれその時に応じて聞き取りもしているしアンケートもしていると。是非それを続けて行っていただきたいなど、このように思います。

それで、やはりその少子化に対して根本的に考えていかなければならないというのは、先ほど私、冒頭で言わしていただきましたけども、結婚・出産に関する意識の変化というのが、かなり変わってきている。

町長もおっしゃってましたけども、1980年代、よく言われているのが昭和55年あたりからやはり女性も社会進出してきて、子育てと家庭の両立がなかなか上手くいかないというのもまた一つの、これが晩婚化になるし、晩産化にもなっていく要因にもなっているのかなと思います。

今現在は、やはり結婚するという、それぞれの考え方が若い人達の考え方が、結婚というものの自体が人生の一つの選択技でないようなことも感じているんじゃないのかなと思います。

それに付け加えて、必ずしも子どもを産むとか育てるとかという選択も私はちょっと意識が薄くなってきているのかなと。何故そういう風になったのかなというところからやはり変えていかないと、根本的な底辺を変えていかないと、これはなっていないんじゃないのかなと、このように思っておるんです。

それで、国もですね、この間NHKのニュースで見えたら、岸田首相も「こども未来戦略方針」というのを記者会見でやっておりました。3年かけて年間3兆円半ばの予算確保で加速化プランもするという

ことを集中的に取り組むとしております。

けれどもそれも、やはりその産まれてからの話であって、産まれる前のやはりその結婚とか結びつきというものに対して、もう少し手を差し伸べていかないと、私はその基礎づくりがなっていないんじゃないかなと。基礎の上に乗る物は、例えば経済的な支援とか、それから子育てに対する環境整備とかというのは、これは充実してきてますし、我が町も充実してきています。

今までだったら、こういう話はそれぞれ意識の違う者同士が一緒になるんだから、そこまでその踏み込んで話しても本人達の問題だからという感じで、我々もそんなに重要視していませんでした。結婚するのは本人の自由だということで。けれどもですね、やはり国も我が福島町もほかの他町村も基礎の上に立ったものには手を差し伸べるけども、やはりその何て言うんですか、見えないその基礎の中に手を突っ込んでいくような感覚を、やはり男女の結びつきというか、そういうものをこれからは何らかの方策で重要視していかなくちゃならないんじゃないか。そこから始まっていかなければならないんじゃないかと私自身思うんです。

これ以上喋ると公私混同でちょっとあれなんですけども、やはりそう意味で結婚できる環境、それから男女の出会いの環境というものを、やはりほかの他町村から見たら、ちょっと笑われるかもしれないし、そこまでなくてもという感覚は出てくるかもしれないんですけども、やはり今まで当町としては様々な子育て支援や少子化対策組んで、あとは国の施策に後押ししていただきながら当町独自の施策を組んでいくわけですから、国がやることと同じことをやっても、これは私はちょっとしょうがないんじゃないかなと思うんです。それ以上のことは私はこの町はやっていると思うんです。であれば、ちょっとそこら辺も俗に言う婚活ですか。そういうものに対しても、やはり行政的に何等かの環境整備というか、そのメンタル面での環境整備的なものも今後必要になってくるんじゃないのかなと、このように思うんです。

いずれにしても、やはり2030年ですか、それまでには何かしらの施策を組んでいかないとならないわけで、目玉になる考え方というのは今後必要になってくると思うんですけども、そこら辺今後の考え方を含めて町長にお伺いしたいなと思います。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

#### ○町長（鳴海清春）

どうもありがとうございます。私も色々と職員時代からこのことについては色々と考えながら、色んな制度設計をしたりそういった中で色々と資料も集めて勉強させていただきましたけども、まさに本当に時代の変化とともに、日本の文化ということがいいのか、日本人の価値観が少しずつ来ているのかなという風に私は思っているんですよね。

昔はやはり、結婚して子供を産み育てることが当たり前のような時代がなかなか風潮として結婚しなくてもいいんだとか、子供を産まなくてもいいんだとかという方々が多くなっているデータもありますので、そういったところが少し違ってきているのかなと。

ただそれをですね、どういった形で是正できるのかということになると、一つの例でよく言いますが、フランスなんかはかなり少子化になって、今反対に出生率がグッと上がっているのは、何を認めたというか、ヨーロッパの文化と日本の文化の違いはシングルマザーでも子供を産むということに寛容だということが一つとして挙げられるという書物を見たことがあるんですけども、やはりそういった日本中がどうしても結婚をして子供を産むという手順を踏んでというのが当たり前のように思いますけども、社会が変化していくことによって、そういったことを社会全体が認めることによって人口維持していくという事に繋がっているということをやっと読んだことがあります。そういうのも一つあるんだなということあります。

また、いつも思うんですけども地球上の草花でも動物でも生まれてきた根源は次に子孫を残すことが私は本来の姿ではないのかなという気がしてございまして、絶滅危惧種が何故いなくなる、いなくなるという言い方は変ですが、時代に合わなくなって多分環境に合わなくなって、そういった途絶えていくという形があるんだと思ってますけども、ただ、いつも道端を歩いて草花でも一生懸命次に花を咲かせて種を蒔いて、次に育てて行くということにそれを循環しながら自然の営みに地球というものが出来ているんだなということに何時も歩きながら感心をするんですけど、私はやはり人間もその一つではないのかなという気がしますので、そういった中で今言ったような環境が合わなくて変化が時代と共にずれてくるのであれ

ば、議員おっしゃるとおり、その土台の上に立ったものについては政策的にできますけども、基礎部分についてはなかなか先ほど言った価値観の問題だったり色んなもので、我々行政として出来ることがどうなんだろうと何時も不思議に思うんですね。そこまで手突っ込んでいいのかという話にもなってくるんだと思いますので、そここのところのなかで、例えば、よく言われるのが晩婚化になっているからその出会いを行政がやったらどうだとか、結婚プランナーみたいな方を連れてきてですね、そういうのを仕掛けたらどうだということもやっている町もあるやに聞いてますけども、ただ果たしてそこは私はいいいのかなというのが少し自分の中で疑問もありますので、その辺については我々はとりあえず今やらせていただいているのは基礎の上に「うち」を建てるまでの間の支援を、「うち」というのはハウスという意味ではありませんけども、そういったものを建てるため、子育てをするための支援について今政策を打たせていただいておりますので、ただ、そうは言っても今色んな書物を見ますと本当に晩婚化なり価値観、結婚をしない、子供を産まないという方々が比率的に多くなっているのが原因だというのは明らかにデータとして出て来ていますので、そういったところのなかで行政として手を染められるものが何があるんだということをお我々としても真剣に考えながら、次の一手を打っていく必要があるんだと思っていますので、先ほど言いましたとおり第6次の計画を策定中でありますので、そういったなかでアンケートから導き出されるもの、また、町政懇談会なり色んな機会、今週末も保育所の運動会なんかありますので、そういったところで今実際に子育てをしているお母さんやお父さん方の話も聞きながら、しっかりそのニーズを捉まえて、町として打てる手があるのかどうかということを見出しながら、6次の政策の中で文言として書き込めること、政策として書き込めること、そして予算として必要なものについては措置していく必要があるんだという風に思っていますので、我々もしっかりと今日、一般質問のなかで意見をいただきましたので、そういったなかの考察のなかで、少しこれからまた策定まで時間がありますので、年末に向けてしっかり対応して行きたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

質問ならない質問だったような気がするんですけども、やはりこの底辺というか結婚に対する価値観というか、そこら辺をどう熟成させていくかというのはやはり我々もそうですし、行政も今後は真剣に考えていかなきゃなんない。結婚するためにお金がない、経済的な面で苦しいというのも一つの理由になってきますし、子育てするために大体1人の子供を育てるのに1,200万から1,400万ぐらい掛かるという記事も読んだことがあります。

そのなかで、どう条件のいい子育て環境も作って、その経費をなるべく親御さんに負担掛けないようにというものに対しても、やはり上部の基礎の上の方の話になってくるんで、根本的なものについては、やはり今後、行政ばかりでなくて、町全体で検討していく必要性も出てくるのかなと思っています。

いずれにしても、子供は我々に対して夢と希望と与えてくれるわけで、いつの世の育てる親も、それから私達周辺の町民ないし周辺の者達も気に留めていかなきゃなんないなとこの様に思って、それに対しては最初の方の質問になりますけども、やはり幼児に対しては幼児の適切な支援体制。それから小学校、中学校の子供達に対してはそれなりのそれに見合った、その時代にあった支援体制というのを常に模索して行くべきなのかなと、このように思います。

今回のこの少子化についてですね、中学校の子供に何かあるかと私も聞いたんですけども、今回教育長には質問はしてませんが、何か福島中学校の女子の制服の値段と男子の制服の値段が、女子の方が少し高いのは男女的にどうなんだろうと。

それからもう一つですね、吉岡温泉。これは前、工藤副町長にも言ったんですけども、小学校までは無料、中学生になったらいきなり大人の料金というのは、これはいかがなものかと。そういう風に中学校の子供が今聞いてくるんですよ。私は本当に冷や汗もので、温泉の件に関しては大人になった喜びを感じなさいという風に言って逃げたんですけども、言われてみれば、それも子育て支援の一環になってくるんじゃないのかなと、このように思うんです。

制服まで言われるとは思いませんでしたけども、そこら辺も気に留めながら、その年代、その年代の親御さんに対しての支援、子供達の支援というものは今後充実させていくことと、やはり、結婚できるような環境整備もこれは行政として是非検討していただきたいなと、このように思って一般質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。私、常々言ってますけども、子供達は本当に地域の宝でありますので、我々は全体でやはり地域全体で育てあげて行きたいなという思いは変わりませんので、そういったなかで今おっしゃったようなことで、本当に子供は素直といいますか、本当に我々の感覚とまた違ったものを見方をしているんだなと思って、少し聞かせていただきました。

実は私事でありますけども、この前少し嬉しい話がありまして、うちの姪っ子が結婚するという話が舞い込んできまして、しばらく結婚式に出ていないので、ご案内を頂戴ということをしたらすね、やはり先ほど小鹿議員の質問ではないですけど、やはり時代が変わってすね、我々は結婚すると大体地元に住んで、例えば東京から貰うと仕事を辞めてこちらに来るのかなと思いましたが、何か、たまたまりクルートに勤めている姪っ子さんなんですけども、地元の働いている方にこちらに来てテレワークで仕事をするから大丈夫だということで結婚を決意したということを知って、やはり時代は進化しているんだなということを感じて、ここ1日何日か過ごさせていただきました。まさに本当に今、色んな方から質問ありますけども、やはり時代は刻々と変化していますので、その変化に遅れることなく過敏にそこに反応する体制を常に作っていかねばならないんじゃないのかなと思って、今少し考えをあらたかにしますので、また是非、議員の皆さん含めて色んな町民の声を聞きとって、それを行政に反映して行って行きたいなという風に私常々思っていますので、是非また議員の皆様もしっかりその辺の情報伝達をすね、我々担当でもいいです、私でもいいですから言っていたければなと思っております。

そういったなかで地域全体で本当に子供達を育てていく政策に邁進して行きたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

---

◎報告第1号 令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 報告第1号 令和4年度一般会計繰越明許費の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の90ページをお願いいたします。

報告第1号 令和4年度福島町一般会計繰越明許費の報告について。

令和4年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

令和5年6月21日提出、福島町長。

次のページをご覧ください。

それでは、繰越明許費に係る繰越計算書を調整いたしましたので、ご報告いたします。

令和4年度から令和5年度に繰越した1事業で、3月会議において繰越事業としたものでございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、事業名が種苗生産等施設整備事業で、翌年度繰越額8億5,600万円で、財源内訳は国道支出金4億2,154万2千円、地方債が4億1,450万円、一般財源が1,995万8千円となっております。繰越事業として令和5年度に施設整備を実施するための繰越明許費となるものでございます。以上の事業を令和4年度から令和5年度に繰り越ししております。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

---

◎議案第10号 　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第10号 　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の5ページをお開き願います。

議案第10号 　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条  
例を次のように定める。

令和5年6月21日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の5ページをお開きくださ  
い。

1、提案の理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月  
1日に施行されたことに伴い、関係する条例の改正を行うものであります。

2、改正の内容でございますが、関係する3条例の一部を改正します。

（1）として、第1条関係、福島町子ども・子育て会議条例の一部改正でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用規定に条ずれが生じることから、規定の一部を改正しま  
す。

（2）として、第2条関係、福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正でございます。

児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する所管が、厚生労働省から内閣府に  
改正されたことから、規定の一部を改正します。

（3）として、第3条関係、福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部改正でございます。

学校教育法及び児童福祉法並びに子ども・子育て支援法の一部改正に伴い引用条項に変更が生じること  
から、本条例の一部を改正するものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

なお、議案の5ページから18ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第10号 　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関  
係条例の整理に関する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮りいたします。  
議案第10号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第10号は可決いたしました。

---

◎議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の19ページをお開きください。  
議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。  
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和5年6月21日提出、福島町長。  
説明につきましては、別冊2議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の6ページをお開きください。

1、改正の理由。

これまで、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、「2類相当」の対応がとられていましたが、令和5年5月8日から、2類相当から5類に感染症法上の位置づけが変更となりました。

これにより、令和5年5月8日に人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する規則が公布、施行され、新型コロナウイルス感染症感染者又は感染の疑いがある者への特殊作業手当（伝染病防疫作業手当）の支給が廃止となったことから、当町においても人事院規則に基づき伝染病防疫作業手当の特例を廃止として改正するものであります。

2、改正の内容。

当該条例の附則（伝染病防疫作業手当の特例）の規定を削除するものであります。

3、施行期日。

公布の日から施行するものでございます。

なお、議案の19ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

---

◎議案第12号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

---

○議長(溝部幸基)

日程第8 議案第12号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長(深山肇)

それでは、議案の21ページをお開き願います。

議案第12号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月21日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明させていただきますので、7ページをお開き願います。

1、提案の理由。

令和2年4月1日付けで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、本条例附則第2条については、経過措置の延長を図れるものでありましたが、事業運営に影響がなかったことから改正を行いませんでした。

今後、有資格者の確保が困難となる事が想定されますので、安定的な事業運営を行うために本条例を改正するものであります。

2、改正の内容。

放課後児童支援員の資格に関する経過措置について、「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に及び、「平成32年3月31日までに修了することを予定している者」を

「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で町長が指定する日までに修了を予定している者」に改正するものでございます。

3、施行期日。

公布の日から施行するものでございます。

なお、議案の21ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第12号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第12号は可決いたしました。

---

### ◎議案第13号 第5次福島町総合計画の変更について

---

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第13号 第5次総合計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の23ページをお開きください。

議案第13号 第5次福島町総合計画の変更について。

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出、福島町長。

議案の24ページから27ページまでは、後期実施計画の変更前・変更後の新旧対照表となっております。

内容につきましては、別冊2の議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料の8ページをお開きください。

1、変更の目的について。

令和4年度福島町議会定例会3月会議において議決された本計画については、新型コロナウイルス感染症対応等により令和5年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画を変更するものであります。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画について、事業件数170件、総事業費78億2,830万円となっているものに、新規事業として1件、事業費1,270万円を増額、変更の生じた1事業に係る事業費を3,730万円増額し、総事業費を78億7,830万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳は国・道支出金が3,160万円の増額、一般財源が1,840万円の増額となっております。

(1) 総事業費等の変更についてですが、ただいまの説明を表にしたものでございます。

9ページの(2)の変更区分の概要についてですが、それぞれ変更理由ごとに整理した内容となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

10ページの(3)施策体系別の変更についてですが、基本方向の項目ごとに整理した内容となっておりますので、こちらもご確認をお願いいたします。

11ページをお開き願います。

(4) 事業費等に変更が生じた事業について。

事業名は地域経済緊急支援事業で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、日常生活における物価高騰分の支援のため、町民一人当たり1万円分の商品券を配布するための事業費として、3,730万円を追加するものでございます。

なお、本事業に係る予算については、令和5年度定例会4月会議において補正計上しており、5月25日より町内の各世帯に順次発送済みとなっております。

12ページをお開き願います。

(5) 新規に登載となった事業につきましては、このあと担当課長より事業の内容について政策等調書・総合計画事業進行管理表でご説明いたします。

このたびの総合計画の変更につきましては、5月25日、12名の委員の出席により開催した福島町総合計画審議会において、ただいまご説明いたしました変更の内容及び新規事業の登載について、承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

子育て世帯支援特別給付金事業、14・15ページになります。

深山肇町民課長。

#### ○町民課長（深山肇）

それでは、14ページをご覧ください。

それでは、政策等調書についてご説明いたします。

事業計画名、子育て世帯支援特別給付金事業。

現状の認識としまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食料品等の物価高騰に直面する子育て世帯の経費負担が重荷となり、生活費などを圧迫しております。政策等の発生源として、対象は福島町に住所を有する子育て世帯でございます。意図は、子育て世帯に対し経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的とした生活支援でございます。

事業計画につきましては、福島町に住所を有する子どもに、1人あたり5万円を対象世帯へ生活支援金として支給するものでございます。

事業年度は今年度の実施となり、事業計画額は1,270万円。財源内訳は国庫支出金190万円、一般財源1,080万円でございます。

以上で、政策等調書についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第13号は可決いたしました。

---

### ◎議案第14号 財産（インターネット系サーバ等）の取得について

---

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第14号 財産（インターネット系サーバ等）の取得を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の29ページをお開きください。

議案第14号 財産（インターネット系サーバ等）の取得について。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出、福島町長。

まず、1として財産の名称及び数量につきましては、インターネット系サーバ等一式でございます。

2の取得価格は、3,850万円。

3の取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長職務代理者、副組合長、三井一敏氏でございます。

4の北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、函館市本町6番7号、ファーストクラウド株式会社、代表取締役、佐々木浩美氏でございます。

5の取得の方法につきましては、随意契約でございます。

なお、今回提案の財産取得につきましては、本年3月の令和4年度定例会3月会議において、すでに債務負担行為を議決いただいているインターネット系サーバ等について、6月9日付けで北海道備荒資金組合から防災資機材の譲渡決定通知があり、議会の議決後に売買契約を締結するため議決を求めるものでご

ざいます。

財産の取得の内容をご説明いたしますので、説明資料の16ページをお開きください。

1、取得する財産の種類・数量について。

物品名、インターネット系サーバ等で記載の内容となっております。

金額が3,500万円、消費税が350万円で、総計で3,850万円となっております。

2、契約・償還の方法について。

記載のとおりで、5年間の償還払いとなるものでございます。

以上で、議案第14号 財産の取得について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第14号は可決いたしました。

---

### ◎議案第15号 支払督促の申立てに係る訴えの提起について

---

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第15号 支払督促の申立てに係る訴えの提起を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の31ページをお開きください。

議案第15号 支払督促の申立てに係る訴えの提起について。

福島町出産祝金の返還金請求に係る支払督促の申立てについて、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出、福島町長。

1の債務者の住所と氏名につきましては、記載のとおりとなっております。

2の事件名は、福島町出産祝金の返還金請求事件です。

3の請求の内容については、町外への転出に伴う受給資格喪失により発生した福島町出産祝金返還金のうち、未払返還金97万円となります。

内容につきましては、別冊2の議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料の17ページをお開き願います。

#### 1、提案の概要。

福島町ふるさと暮らし応援条例第3条第1号に規定する福島町出産祝金の交付を受けた債務者が町外へ転出したため、同条例第4条第2項の規定により受給資格が取り消しとなり、同条例第10条第2号の規定に基づき返還を命令しております。

以後、再三に渡る返還督促にも関わらず返還が滞っており、自主的返還が見込まれないため、支払督促制度を活用し、返還金を請求するものでございます。

なお、支払督促の手続きを進める中で、債務者から異議の申立てがあった場合は、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

2、請求額についてですが、令和元年度に第3子の出産祝金として100万円の交付を決定しておりますが、令和3年4月に世帯の全員が町外へ転出しております。出産祝金の交付を受けた後、3年以内に世帯の全員が町外へ転出したため、交付額の全額が返還金となるものでございますが、これまでに令和4年9月と、令和5年3月の計2回、延べ3万円の返還がありましたが、未払返還金97万円については現在は返還が滞っている状況となっているものでございます。

3、今後の対応についてですが、町としては、函館簡易裁判所に対し、福島町出産祝金の返還金の支払いを命ずる判決とともに、債務者が支払いに応じない場合に強制執行が可能となるように、仮執行宣言を求めるもので、函館簡易裁判所への「支払督促」の申立て後、「支払督促」発布通知を送達し、2週間の意義申立期間経過後、「仮執行宣言付支払督促」の申立て、送達を行い、再度、2週間の異議申立期間経過後、債務名義の取得を経て、強制執行の手続きに移行するものでございます。

次のページに、支払督促手続きの流れを記載しております。

まず、福島町から函館簡易裁判所に対して「支払督促」の申立てを行います。支払督促の申立書に不備等がなければ、函館簡易裁判所から債務者に「支払督促」が送達されます。2週間の異議申立期間内に債務者から異議申立がなかった場合は、福島町から函館簡易裁判所に対して仮執行宣言の申立を行います。仮執行宣言の申立書に不備等がなければ、函館簡易裁判所から債務者に「仮執行宣言付支払督促」が送達されます。2週間の異議申立期間内に債務者から異議申立がなかった場合は、債務名義を取得することができ、強制執行の申立が可能となる状態となります。その後、債務者が支払いに応じない場合は、強制執行の手続きを進めていくこととなります。

なお、「支払督促」送達時と「仮執行宣言付支払督促」送達時の異議申立期間内に異議の申立があった場合には通常訴訟へ移行しますので、その際には訴えの提起に関する議決が必要となりますが、補正命令として指定される期日までに議会の開催が困難な場合も想定されますので、あらかじめ議決いただくものでございます。

以上で、議案第15号 支払督促の申立てに係る訴えの提起についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番杉村志朗議員。

#### ○6番（杉村志朗）

今の説明で18ページにも詳しく書いておりますけれども、この97万円に対して、このとおりに行けばいいですけども、もし、途中で強制執行そういう時に来て、今後弁護士だとかそういう風な手続きをとるような感じといたしますか、そういうことは考えておりますか。

#### ○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

まず、一部返還があるということで、債務者の方は返還が必要だという認識は持っていると考えております。

しかし、その異議の申立てには分割で払いたいという意思も、異議の申立てに該当しますので、そういう申立てがあれば通常の訴訟に移行するというので、それに関しては現時点でどちらに転ぶかというのはまだ見えない状況ですので、そういう状態になって判断させていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

そういう途中の経過も見なければなりませんけれども、いきなり弁護士どうのこうのということにはならないのは重々わかっていると思いますけれど、100万不足を請求で、そして、弁護士費用がどのぐらい掛かるかは分かりはしませんけれども、慎重にそこら辺の経過を見ながら判断させていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

関連で、やはり訴訟で弁護士等を立てることになったら、ある程度の金額がですね、大体おおよそでも分かるのではないかと思うんですけど、その辺は本当に分からないですか。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

この手続きを進めるにあたって、事前に弁護士の相談の方は現時点でしておりません。

今回、この制度を進める意義としましては、債務名義を取得するというので、その後の強制執行の手続きに進めていきたいというところが根本にございますので、その辺ご理解いただければと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第15号は可決いたしました。

---

◎議案第16号 支払督促の申立てに係る訴えの提起について

---

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第16号 支払督促の申立てに係る訴えの提起を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の33ページをお開きください。  
議案第16号 支払督促の申立てに係る訴えの提起について。  
福島町出産祝金の返還金請求に係る支払督促の申立てについて、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。  
令和5年6月21日提出、福島町長。  
1の債務者の住所と氏名につきましては、記載のとおりとなっております。  
2の事件名は、福島町出産祝金の返還金請求事件です。  
3の請求の内容については、町外への転出に伴う受給資格喪失により発生した福島町出産祝金返還金のうち、未払返還金16万5千円となります。  
内容につきましては、別冊2の議案説明資料でご説明させていただきます。  
議案説明資料の19ページをお開き願います。  
1の提案の概要及び3の今後の対応については、先ほどの議案第15号と同様となりますので、説明を省略させていただきます。

2の請求額についてですが、平成25年に第3子の出産祝金として100万円の交付を決定しておりますが、令和3年4月に世帯の全員が町外へ転出しております。出産祝金の交付を受けたあと、7年以上10年以内に世帯の全員が町外へ転出したため、交付額の100分の20に相当する20万円が返還金となるものでございますが、これまで令和3年6月から令和4年7月にかけて計4回、延べ3万5千円の返還がございましたが、未払返還金16万5千円について現在は返還が滞っている状況となっているものでございます。

以上で、議案第16号 支払督促の申立てに係る訴えの提起についての説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

この件も弁護士使うのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

先ほど同様ですね、相手から異議の申立てがあれば、そういった対応も検討していかなければならないと考えております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

反対に弁護士を使うのであれば、弁護士費用の方が高くなるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

質疑ですよ。

そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

8番小鹿昭義議員。

○8番(小鹿昭義)

先ほども言ったように、もし、弁護士を使うようであれば、弁護士費用の方が高くなるのではないのかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長(溝部幸基)

村田洋臣企画課長。

○企画課長(村田洋臣)

具体的に弁護士費用がどのぐらい掛かるという相談の方はしておりませんが、先ほどの議案と同様のケースになります。金額によって対応に差が生じるというのは、公平性の観点から好ましくないと考えておりますので、同様の対応をしてみたいと考えております。

○議長(溝部幸基)

よろしいですか。

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第16号は可決いたしました。

---

◎発委第1号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

---

○議長(溝部幸基)

日程第13 発意第1号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番(平沼昌平)

議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第1号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月21日提出、福島町議会運営委員長。

改正の理由については、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の3ページをお開き願います。

1、改正の理由について。

近年、若者・女性を含めた地方議会議員へのなり手不足が全国で問題になっておりますが、当議会においても議員の高齢化が進み女性議員も居ない状況にあります。

また、令和5年8月には改選期を迎えることから、令和4年4月19日開催の議会運営委員会において対策を協議し、令和4年度の議会基本条例諮問会議に「適正な議員定数と議員歳費の検討について」を諮問しております。

諮問会議からの答申は、議員定数は現状維持、議員歳費月額については、現行の算定方式を基本に、なり手不足対策として増額を次期改選期に向けて検討すべきであり、検討に当たっては、「標準とする給与月額」を現在の「町長・副町長・教育長の給与の平均」から、全国町村議会議長会が進める「原価方式」の「町長の給与月額」にした場合の上げ幅を参考にすべきとの意見が議長に手交されました。

議会議員の歳費については、平成23年9月に現在の算出方式を採用し、その後、平成27年9月に歳費の10パーセント相当額を減額する特例措置を廃止し、平成29年4月には特別職の給与の引き上げに伴い、再算定を行い現在に至っておりますが、議会では諮問会議の答申を基に算定した歳費月額を町民との懇談会で説明、頂いた意見を集約した結果、議員歳費の増額について町民の同意を得られたものと判断し、歳費の増額を行うための条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容について。

(1) 歳費（月額）の改正（第2条関係）として、議員の歳費（月額）を次のとおり、18万7千円から21万6千円に改正するものです。併せて議長から議会運営委員長の歳費（月額）についても、議員の歳費（月額）を基に算定されることから、表に記載のとおり改正するものです。

(2) について、歳費の計算式の改正（別表第1関係）として、議員の歳費の計算式について、「町長、副町長、教育長の給与月額の平均額」を「町長の給与月額」に改正するものです。

(3) については、条文中の文言の整理を行うものです。

3、施行期日について。

この条例は、令和5年9月1日から施行いたします。

4、その他について。

これまでの議員歳費の推移と渡島管内の議員報酬の状況、今回の議員歳費（月額）の見直しによる影響額について記載しておりますので、ご参照ください。

なお、議案の3ページから4ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、発委第1号の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今回、議員の高齢化・なり手不足、そしてまた女性議員もいないというなかで、こういう風な発委されるわけですけども、単純にですね、この議員定数と報酬以外で何かそういうなり手を確保していこうという話し合いを、議運の中で具体的な政策としてアイデアみたいなものはなかったんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

木村議員もご存知だと思いますけども、全員協議会の中でもそのような話をしてまいりましたし、それに対する対策も皆さんと協議してきたと思います。

けれども、今我々の任期の中で、そのようなことをもっと具体的に話し合われてきたかということ、決して私はそのようなことにはなっていないと、このように思います。

そのなかで、諮問会議の委員の方々も増員して、その中から女性議員、それから若者の議員のなり手等も含めたなかで皆さんから意見を聞いて、進めて行こうという対策は取っているという状況で現在に至っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

勿論、改選期後になりますけれども、やはりそういう具体的な、ただ定数がどうだ、報酬がどうだということよりもですね、やはりどういう風にしたらなり手を確保していけるのかという集中議論みたいなものは必要だと思うんですね。

例えば今、高齢化だと言っているのであれば、思い切って議員の立候補の定年みたいなものを設けていくとか、それから今は福島の場合はお盆に選挙やっていますけれども、選挙時期を思い切って漁師さんとかが出やすいような春先に変えてしまうとかですね、そういう対策も必要じゃないかと思うんです。

だからそういう話も全員協議会で確かに出せばいいんでしょうけれども、何かこれまでの経過の中で案がないとか、本来であれば議運が提案ですから議運が集中してやればいいのしょうけれども、そういう風な方式もなかったということで、まあ意見ですから言いつばなしになるかもしれませんが、委員長としてどういう風なお考えがあるのか、もしあればですね、お伺いしておきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

今、委員長と言ったのは議会運営委員会に対しての委員長ということで受け取ってよろしいんですね。

確かに議員のなり手については、もっともっと時間を私は作るべき点もあったのかなと思います。けども、結構、我々議会としても、それぞれの委員会活動なり何なりで時間を取られた面もあったやに私は思います。町民の方々から見れば、そんなことも含めて一生懸命やるのが筋だろうと思いますけれども、急いで結論を出すというのも、また如何なものかなと。

やはり、今の議員の中で、そこら辺を十分時間を取って協議していく時間・場所も作るべきだったという点は議会運営委員会としては反省する点もあると思います。

けれども、やはりそこら辺をもっと煮詰めるためには、次の4年間の中で新しい議員の中で行政と二元代表制の中でどう進めていくのか。そこら辺も含めた中で、町民の負託に応える我々議員として、その活動内容も含めたなかで議員の定数、あるいは歳費についても今後の4年間の議員さん達に協議していただきたいなとこのように思い、まずは「なり手不足」の第一要因になっている歳費の値上げについてお願いをしたという状況であります。

また、定数に関しては、一応諮問会議に諮って現行のままというご意見もいただきましたので、あえて協議会で協議する時間もないということは先ほど言いましたけども、次の改選期の議員の方々をお願いして、新しい行政とのやり取り、そういう仕組みも交えながら今後協議して行ってもらいたいなとこのように思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

反対討論させていただきます。

今回、高齢化によるなり手不足、そしてまた女性議員がいないということで、その対策として一つの答

申を受けまして報酬を上げるということになりますけれども、今回につきましては反対をさせていただきます。

理由としましては、国会議員のみならず地方議員も他の仕事や年金など、そういう別な収入を得ながら議会活動ができます。私が議会議員になった時、10人の歳費を12人で割り返すということで13万1千円の報酬でございました。それでも立候補したわけでございます。

それは、議員報酬の魅力で立候補したわけではありません。やはり自分の人生として政治にチャレンジしたいという気持ちだけでした。

そのうえで、福島町算定方式というもと、現在の報酬まで上げていただきました。大変有難く思っております。ですから、それでいいのではないのかなと私は思っております。

やはり、ただ報酬を上げただけでは、これまでと何ら変わらない状況。財政規模も小さくなっていく、人口も減っていくという中で、ただ4年で議会費が2,600万増えていくだけになります。そういう意味では定数を減らして、議員の仕事量も増やして、この算定方式を変えていくというのであれば私も賛成したいと思ったんですけれども、今回のケースに関しては賛成しないことにします。

○議長（溝部幸基）

そのほか討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

4番、7番を除いて起立多数であり、発委第1号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 14時11分）

（再開 14時23分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第17号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第17号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の35ページをお開きください。

議案第17号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度福島町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,893万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,507万8千円とする。

令和5年6月21日提出、福島町長。

それでは、まず歳出からご説明いたしますので、議案説明資料の21ページをお開き願います。

なお、説明につきましては、補正額50万円以上のものについてご説明をいたします。

それから、新規事業に係る政策調書については、先ほど第5次福島町総合計画の変更で、事業内容を説

明いたしましたので割愛させていただきます。

まず、上段の、第1款議会費、1項1目議会費、事務事業予算名、議会運営費で304万円の追加は、先ほど可決された福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の改正に伴い、歳費他の追加をするものでございます。

次の段、2款総務費、1項17目ふるさと暮らし応援事業費、事務事業予算名、定住促進住宅等奨励事業費で120万円の追加は、住宅リフォーム補助金で1件当たりの限度額30万円、申請件数10件、300万円を計上してございましたが、6月13日現在、申請件数で12件、助成見込額が275万8千円で、予算額に達したことから今後の申請見込に対応するため、4件分、120万円を追加するものでございます。

次の段、2款総務費、1項20目チャレンジスピリット応援事業費、事務事業予算名も同様で、300万円の追加は、4月会議において予算額に達したことから600万円を追加したところでございますが、その後2件の申請と1件の相談を受けており、さらに予算の不足が見込まれます。今後の申請見込みに対応するため1件分を追加するものでございます。

次の段、2款総務費、1項21目雇用奨励等支援事業費、事務事業予算名も同様で、200万円の追加は、福島商業高校新卒者雇用奨励助成金で当初2件200万円を計上してございましたが、指定申請が4件見込まれることから、不足分の2件を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、3款民生費、1項5目生活支援ハウス管理運営費、事務事業予算名も同様で、170万円の追加は、給湯用ボイラーの給湯循環用ミキシングユニットの水漏れ、温度調整に不具合が生じていることから、交換に伴う修繕費を追加するものでございます。

次の段、3款民生費、1項9目低所得者世帯支援給付金給付事業費、事務事業予算名も同様で、3,056万1千円の追加は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、低所得者支援枠分を活用し、物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、高齢者等を含む令和5年度の住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付するものでございます。対象世帯は925世帯を予定してございます。財源は基本的に全額国庫負担になるものでございますが、国で算定した臨時交付金の算定の基礎となる非課税世帯の件数と、補正予算計上した本年6月1日の非課税世帯の件数に相違があり、予算計上は最大限の件数を見込んでいることから、一般財源負担が生じてございますが、これについては最終的に過不足について調整がなされ、一般財源の負担は生じないこととなるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、3款民生費、2項5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、事務事業予算名も同様で、1,367万5千円の追加は、国では食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世代に対し、特別給付金を支給することにより生活支援を行うため、令和5年度新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金を活用し、市町村が実施主体として対象児童一人あたり5万円を給付しようとするものでございます。対象児童数は13人を予定してございます。また、これに加えて低所得の子育て世帯以外の児童に対しても、地域の宝である子供達を支援するため、町の単独事業として児童一人あたり5万円を給付するものでございます。こちらの対象児童数は247人を予定してございます。

下の段でございます。

6款農林水産業費、2項5目治山費、事務事業予算名、自然災害防止事業費で91万9千円の追加は、白符地区の町政懇談会で白符大神宮で地すべりの危険がある箇所が見受けられるとの意見が出されたことから、当該箇所の調査費及び治山工事の土捨場用地借上料に係る費用の追加となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、7款商工費、1項3目観光費、事務事業予算名、観光振興費で400万円の追加は、毎年お盆に開催してございます「やるベイカまつり」の海峡花火大会に係る観光協会への補助金の追加でございまして。昨年開催した花火大会は、町民の皆さまから好評を博し、大変高い評価をいただいたことから今年度も引き続き同レベルで開催し、町民の皆さまをはじめ帰省客の皆さんに、夏のひとときを楽しんでいただければという風に考えてございます。

次の段、7款商工費、1項5目横綱の里づくり費、事務事業予算名、横綱の里づくり事業費で115万円の追加は、行政報告にもありましており、4年ぶりに九重部屋の夏合宿が開催されることになりました。

た。来町する力士の人数が当初予算より増えたことから不足分の費用を追加するものでございます。

次の段、8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名、交通安全施設事業費で300万円の追加は、町内会から要望がある町道丸山団地2号線、福島小学校グランド付近の横断歩道の設置を一箇所、それから町道潤内2号線及び三岳地区の歩道切下部拡幅等、2か所に係る改良工事の工事費の追加となっております。

次のページをお願いします。

上段の、8款土木費、4項3目住環境整備事業費、事務事業予算名、空家等対策支援事業費で720万円の追加は、空家除却補助金の申請状況及び相談状況から、予算に不足が生じることから12件分を追加するものでございます。

次の段、8款土木費、5項1目住宅管理費、事務事業予算名、町営住宅整備事業費で300万円の追加は、町営住宅修繕費に不足が生じることから修繕費を追加するものでございます。

一番下、10款教育費、1項4目教員住宅管理費、事務事業予算名も同様で、60万円の追加は、吉岡小学校校長住宅の玄関ドア修繕に係る修繕費を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上の段、10款教育費、4項2目文化財保護費、事務事業予算名も同様で、198万円の追加は、教育行政報告にもありましたとおり、埋蔵文化財の移設先として現在使用されていない美山教員住宅を保管施設として活用するための改修工事に係る工事請負費を追加するものでございます。

次の段、10款教育費、5項2目総合体育館運営費、事務事業予算名も同様で、50万3千円の追加は、蓄電池設備の交換及び外部給水管弁筐上部鉄蓋取替に係る修繕費を追加するものでございます。

次に歳入をご説明いたしますので、20ページをお開きください。

上段の、13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、2節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、2,027万円の追加は、低所得者世帯支援給付金給付事業に係る国庫補助金となります。

次の段、2目民生費国庫補助金、3節の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金で、135万円の追加は、特別給付金事業費に係る補助金。

4節の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金で、59万1千円の追加は、特別給付金事務費に係る国庫補助金となるものでございます。

続いて次の段、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で、5,207万8千円の追加は、今回の補正に係る財源調整に係る繰入で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は3億5,883万3千円となります。

次に下段の、19款諸収入、5項1目雑入で、4節の保険料負担金収入で2万8千円の追加は、特別給付金事業に係る会計年度任用職員の社会保険料負担金。

9節の雑入で462万2千円の追加は、令和4年度に実施した特定空家の強制代執行に係る徴収金が未納となったことによる滞納繰越分の計上でございます。

以上で、議案第17号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

議案の52ページの水産業総務費ということで、先ほど行政報告で町長の方から宇和島の方に行って視察というか調査してくるということでありましたが、その内容についてももう少し詳しく知りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

水産業振興費の旅費、視察についてですが、経緯から申し上げますと宇和島で魚類養殖やっている業者さんが福島町長を訪ねて来町されましたと。それで、福島町で魚類養殖を何かできないかというまずはお話し伺いました。

それをもって、福島町としても既存の施設で何ができるかという部分は、今の養殖事業という部分も進めていかなければならないなかで、うちとしても是非先進地視察行って、魚類の養殖、陸上養殖になろうかと思うんですけど、そこら辺の勉強をしてきて、町長先ほどおっしゃったとおり養殖の模索をしていきたいなという部分で、今回予算要求してございます。

○議長（溝部幸基）

そのほかありませんか。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

25ページの教員住宅の修繕について。

吉岡地区と福島地区ありますけれども、小破修繕ですから細かいものだろうと思いますけれど、まずそこら辺で、もし福島地区であれば何号棟でどういう内容の内訳のものかという点と、26ページの……………。

○議長（溝部幸基）

一問一答でお願いします。

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

ただいまのご質問ありました教員住宅の管理の60万の分に関しては、吉岡小学校の校長住宅の玄関ドア……………。

（「60万じゃなくて、300万の方の修繕」という声あり）

失礼しました。

○議長（溝部幸基）

紙谷建設課長。

○建設課長（紙谷一）

300万の部分についてはですね、当初補正した予算いただいた修繕費が足りなくなるという見込で、今後発生するもののものでありますので、どこというような今のところのものではなくて、これから令和5年度で修繕をしていくにあたって必要な予算ということで、300万ということで補正してございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それと26ページの文化財について、先ほど教育長の方のあれから報告受けておりますけれども、この施設につきましては様々、平成28年から雨漏りしたり、その前にですね浦和の小学校跡地に持って行ったり様々な経緯が文化財施設として移したり歩いたり、また今回、吉岡地区に行くというようなことでございますけれども、他町を見てもある程度の施設の文化財であれば、もう一箇所を設置して進めて行った方がいいのではないのかなど。毎回こういう風にして細く予算使いながら、あっちだこっちだってそういう文化財の保護というのは……………。

○議長（溝部幸基）

杉村議員に言います。

今、質疑ですから、質疑です。

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

文化財の施設については、ご指摘のとおり、吉岡の旧支所から移そうとしているんですけども、まずは旧支所の話と今の文化財の移設とは別問題だという風に僕も思っていて、文化財の移設については、吉岡小学校というか福島町の人口が、子供がどんどんどんどん少子高齢化して行って、当時、教員住宅2つ使っていたんですけど、いま移そうと思っている所は5年くらい誰も入っていないという状態が続いて

まして、今、杉村議員おっしゃった平成の終わり20何年代と状況が大きく変わっていると思うんですね。その環境というか今の状況がですね。

それで今、現に吉岡の旧支所がそういう状況になったものですから、どこかないかなという風なところで考えますと、今ここ何年か大型事業をやっています。またその文化財施設となると1億2億という風なことになると思うんですけれども、そこを何とか既存の施設を活用して、それを移すことが出来ないかという風なことを考えまして、今回先ほど報告させていただきましたけれども、美山の空いている教員住宅を活用したいなという風なことを考えているところでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

24ページの観光振興費の部分でお伺いしたいと思います。

以前はコロナ禍の中で花火を開催したと。表に出るのを控えるために花火を開催したという経緯があって、今に至っていると思うんですよね。要は、花火ですね。観光振興費の部分で。

今年度に関しては、一応花火は花火で分かるのですが、イベントはされるんですか。要は、イベントですね。その辺をお願いします。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

お盆のイベントにつきましては、これから観光協会主催事業であります「やるベイカまつり」この部分については、今月末に理事会開いて開催の可否について判断を仰ぐことになるんですけど、私ども事務局としては「イカまつり」は今年も行っていくという予定で進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

先ほど教育長の方から答弁、今までのそういう経過も分かっておりますけれども、ある程度こういう埋蔵文化財であれ、結構こういう、私にはそんなに關心ってあれは無いですけども、一般的に町外見てもですね、こんなにあっちに行ったり、こっちに行ったりとする施設ではないだろうと思う。まして、今回吉岡地区に行ったら、なお奥まった温泉の方にもそういうものが置かざるということだろうし、全然人目にも何にも、また町外から来た人達に対しても全くそこら辺の行政のやるべきあれではないのではないかな。それと、学芸員がおそらく入っておりますけれども、その人達の意見というのはどういう風な意見が、もしあればお願いします。

○議長（溝部幸基）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

杉村議員のご質問にお答えします。

まず、予め申し上げておきたいのは、その今移そうとしている所は保管施設であって、展示はしません。物を置くだけです。保管するだけです。ですから、そこで人に公開して見せるということはないつもりでおります。

それで、学校の空き教室も2教室、今お借りする予定なんですけど、まずはその今の危険というか、吉岡旧支所からその保管施設、我々保管施設と呼んでいるんですけど、美山の教員住宅にまず置きます。それで、今の吉岡小学校を2教室さらにそれを借りる予定で、将来的に1年後になるか2年後になるかは分かりませんが、子供達に見ていただくようなものは学校の方で整備したいなという風に思ってい

まして、今のここの補正予算に係る移設の部分については、保管しかしないという風な施設になってございます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第17号は可決いたしました。

---

◎議案第18号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第18号 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の57ページをお願いいたします。

議案第18号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,441万5千円とする。

令和5年6月21日提出、福島町長。

それでは、はじめに歳出の補正内容について説明いたしますので、71ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費4千円と、一番下の段の、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費4千円の追加は、国保連合会と接続している端末に係るそれぞれ1台分のソフトウェアのライセンス更新費用でございます。

中段の、2項徴税費、1目賦課徴収費、26万9千円の追加は、圧着ハガキ5千枚と窓付封筒3千枚の購入に係る印刷製本費の追加でございます。

次に歳入を説明いたしますので、67ページにお戻りください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、27万3千円の追加は、歳出の一般管理費と賦課徴収費の補正財源として繰入れするものでございます。

次の段の、2項1目事業基金繰入金、3千円の追加は、保険事業費の財源として繰入れするものでございます。

下段の、7款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金は、令和4年度で調定した延滞金が未収となったこ

とから、令和5年度へ繰り越し、収入とするため1千円を追加するものでございます。

以上で、令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第18号は可決いたしました。

---

◎議案第19号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第19号 令和5年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の73ページをお願いいたします。

議案第19号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,118万6千円とする。

令和5年6月21日提出、福島町長。

それでは、はじめに歳出の補正内容について説明いたしますので、87ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費、7万4千円の追加は国庫補助金過年度過誤納還付金で、令和2年度発熱外来診療態勢確保支援補助金の精算による返還金で、令和4年度で計上しておりましたが、厚生労働省より返還時期が8月以降となるとの通知がありましたので、令和5年度で返還金を再度計上するものであります。

次に歳入を説明いたしますので、83ページにお戻りください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、7万4千円の追加は、歳出の返還金の財源として繰入れするものでございます。

以上で、令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第19号は可決いたしました。

---

### ◎発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第17 発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の5ページをお開きください。

発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

6ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年に核兵器禁止条約が採択されました。

条約は核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しており、核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

ロシアは、ウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇を行いました。これは核兵器禁止条約に明確に違反するものであります。

原爆被害を体験した日本政府は、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証とし

て、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを国へ求めるため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は6月6日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第2号は可決いたしました。

---

### ◎発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第18 発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の7ページをお開きください。

発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

8ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

いま地方自治体には、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、大規模災害への対応も迫られています。

政府は、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしていますが、増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、国に対して、1、社会保障、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、増大する地方公共

団体の財政需要を的確に把握するとともに、人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における医療提供体制について、十分な財政措置や速やかな情報提供を行うこと。など、11項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は6月6日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第3号は可決いたしました。

---

◎発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第19 発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の10ページをお開きください。

発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。

11ページです。

主な内容を説明しますので、ご了承ください。

義務教育費国庫負担制度における国の負担率が平成18年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、法律の改正により、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりましたが、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより増とはなっていません。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じております。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の3項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は6月6日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第4号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第4号は可決いたしました。

---

◎発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第20 発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5 番川村明雄総務教育常任委員長。

○**5 番（川村明雄）**

議会提出議案の13ページをお開きください。

発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。

14ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

道教委は、平成30年3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」にもとづき、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が増加しております。

令和5年3月に策定した「改定版」では、学校規模を「1学年4から8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、ますます高校の統廃合が進むことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子供達は、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

このため、北海道に対して、1、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。など4項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、北海道知事ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月6日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第5号は可決いたしました。

---

◎発委第6号 令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

---

○議長(溝部幸基)

日程第21 発委第6号 令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番(佐藤孝男)

それでは、議会提出議案の16ページをお開きください。

発委第6号 令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出いたします。

次に17ページです。

説明は主な内容としますので、ご了承ください。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。道内の常用労働者216万人の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局に対して、1「経済財政運営と改革の基本方針」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。など、3項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、北海道労働局ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月6日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑の前に大変申し訳ないのですが、議案のタイトル、17ページの意見書の最後に(案)という形になっていますが、これを削除願います。

それでは、質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮りいたします。  
発委第6号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第6号は可決いたしました。

---

◎発委第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第22 発委第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

それでは、議会提出議案の18ページをお開きください。  
発委第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。  
次に19ページです。  
説明は主な内容としますので、ご了解ください。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止など多面的機能を十分に発揮させるために、森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという、国の目標達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、様々な取り組みを進めてきましたが、北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、国に対して、1、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。など3項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月19日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第7号は可決いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本6月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和5年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和5年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

◎休 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

---

（休会 15時19分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 沼 昌 平

署 名 議 員 木 村 隆